令和5年5月25日発行 第607号 毎月1回25日 発行

# 月刊 日本行政

no.607
2023
june
6

## Top Feature 細田博之衆議院議長との鼎談が実現

小名浜港（福島県）

### ◆ Leadership
・一般倫理研修を受講しました！

### ◆ Special Report
・６次産業化を含む「農山漁村発イノベーション」の推進について

### ◆ Topics
・理事会の開催報告
・地方創生 SDGs 国際フォーラム 2023 参加報告
～イノベーションがリードする新しい「持続可能なまちづくり」の実現～

一般倫理研修が全会員に義務化されました！
詳細はお知らせ記事を御確認ください。

日本行政書士会連合会

Top Feature

# 細田博之衆議院議長との鼎談が実現

２月８日（水）、衆議院議長公邸に招かれ、細田博之衆議院議長及び常住豊日本行政書士会連合会会長、野津好正島根県行政書士会会長との鼎談が行われました。以下に当日の模様を御報告いたします。

## はじめに

**【細田議長】**

行政書士の皆様には、いつも大変お世話になっています。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

**【常住会長】**

本日はこのような貴重な機会をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から行政書士制度に深い御理解と御支援をいただいていますこと、重ねて御礼申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

**【細田議長】**

国民と行政の懸け橋として、行政書士の皆様は全国各地に５万人以上いらっしゃるということで、ますます活躍が期待されています。

**【常住会長】**

ありがとうございます。御存じのとおり、行政書士法は昭和26年２月22日に公布され、70余年が経過しました。令和３年10月26日には、ホテルオークラ東京で行政書士制度70周年記念式典を開催いたしました。ちょうど衆議院議員選挙の最中でしたので、議長におかれては就任前ということもあり、御出席が叶わず少し残念ではありましたが、高円宮妃殿下に御臨席いただき、また、三権の長にも御出席いただきまして、盛会裏に開催することができましたこと、関係者一同、大変誇りに感じています。

**【細田議長】**

行政書士試験の受験者も多く、会員数も伸びているようですね。

**【常住会長】**

ここ数年、減少傾向になっていたのですが、現在では少し増加傾向にあります。

**【細田議長】**

行政書士の皆様の業務範囲は広く、また全国各地に５万人以上いらっしゃるということで、身近な頼れる存在として、公的な役割を含め様々な場面で活躍していただきたいと思い

ます。

【常住会長】

御期待に沿えるよう、地域密着型の国家資格者として、国民の皆様に寄り添った活動を推進してまいりたいと考えています。

## コロナ対策支援について

【細田議長】

コロナ禍で深刻な影響を受けた事業者等に対する様々な交付金、その他の需要が高まったこともあり、行政書士の皆様には各種の支援活動を展開していただきました。

【常住会長】

はい、コロナ禍における各種給付金等の申請においては、行政書士も積極的に取り組ませていただきましたが、オンライン申請ということもあり、残念ながら、無資格者による不正申請やなりすまし、不正受給が横行し、社会問題となりました。私たちもこのような事態を懸念していたところではあったのですが、国民が巻き込まれてしまったこと、行政手続が混乱したことは誠に遺憾に思います。私たち行政書士は、伝統的に許認可申請等の行政手続に関与してまいりました。行政書士が介在することで、行政手続が円滑になり、国民の権利利益の実現が図られます。このことは行政手続のデジタル化が進んでも、維持されなければならないと考えています。現在、デジタル庁を始め、各省庁に対し、様々な政策提言を申し上げているところです。行政書士の代理申請の仕組みを構築していただくことによって、行政手続の円滑化につながり、国民の利便に資するという主張をさせてもらっています。

【細田議長】

私もコロナ支援関係の各種給付金制度が始まるとき、これは何兆円ものお金を動かすことになり、ある程度の不正も起き得るのではないかということも危惧していたところ、残念ながら、そうなりました。もともとどれくらいの収入があって、それがコロナ禍によりどれだけ減収したのか、審査が難しいこともあるだろうと感じていました。飲食店やホテルなど、もらえるはずだと思うのは当然ですが、いつまでもこの給付金が支給されるわけではありません。きちんと収拾していかなければならないと考えています。

【常住会長】

コロナ支援に関する活動については、持続化給付金、家賃支援給付金、月次支援金、事業復活支援金など、特に生活衛生業の方々の売上が大幅に減少して苦しんでいるという事態を受け、各種給付金制度に係る支援を始めとした相談体制を全国的に展開しています。オンライン申請による手続ということもあり、パソコンの操作等が苦手な方などの申請のお手伝いもさせていただきました。特に、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会と連携して実施した、生活衛生関係事業者に対する各種給付金・一時支援金に関する個別相談・申請支援事業については、８千件を超える実績となり好評を得ました。とりわけ、各地方の生活衛生同業組合の方々に大変喜んでいただきまして、今後の政府の方針や予算との兼ね合いもありますが、引き続き対応をお願いしたいという声もいただいています。

【細田議長】

様々な業界で不均衡や困っている事例がありますから、支援が必要です。

## 外国人支援について

【細田議長】

最近ではコロナ禍の影響もさながら、外国人を取り巻く状況は非常に厳しいものがあり、外国人の支援活動の必要性が高まっています。ウクライナの問題もそうですが、ベトナムを始めとしたアジア各国では日本で学びたいという方が大勢いらっしゃっていて、様々な目的を持って来日、在留する外国人がいます。国際的な課題は数多くありますが、皆様には更なる御活躍をいただけたらと思います。

【常住会長】

ありがとうございます。私たち行政書士は30年来の在留許可申請等に関する実績があります。ウクライナからの避難民への支援についても、既に対策本部を立ち上げて全国で無料相談を実施させていただいている（現在、相談窓口は終了）ほか、地元の役所と連携して申請支援等をさせていただきました。

【細田議長】

日本に来られてからも、様々な面で大変なことがあるかと思います。

【常住会長】

そうですね。ウクライナ語という言語の壁はありましたが、いち早く通訳機を導入して対応しました。

【細田議長】

ウクライナに限らず、様々な国の避難民の方々がいて、日本の入国に際しては、コロナ禍の影響を受けている状況です。また、労働力という観点から、私の地元である島根県でも一部ブラジル系三世の受入れなどを開始していますが、日本語を学びたい、技術を学びたいという外国人と、それを受け入れる企業等との人材のマッチングを進め、必要な労働力を確保していく必要があります。これからはそういう仕事を増やさなければならないと考えています。

【常住会長】

一例ですが、新潟会では県からの委託により、外国人材受入サポートセンターを運営しています。これは留学生と企業のマッチングを図るべく、両者へのヒアリングや企業説明会の実施、バスツアーを企画して企業を訪問するものです。つい一昨日も、この取組により、留学生の採用が決まりました。

【細田議長】

昨今、技能実習生などの事件もありますが、当初の就労条

件と違っていて問題になるケースもあります。日本の民間企業は一定の財産がないと採用しないところがあり、預金の証明書を出さないといけないなど、条件を課して限定しています。本当は雇いたいし、研修も受けさせたいけれど、入口のところで絞ってしまう。絞ったものをまた緩める過程で不公平が起こる。この辺りの考え方が統一されていないと感じています。皆様にも既に御理解いただいているところではあると思いますが、この辺りにも留意して御対応いただければと思います。真面目にきちんと働くことを前提に、また身元引受人等の整備も行って受け入れていくという考え方にしないと地方は特に大変だと思います。

**【常住会長】**

議長の御指摘のとおりだと思います。島根会での取組はいかがでしょうか。

**【野津島根会会長】**

コロナ対策支援については、島根会においても各種給付金の対応や相談会の実施等に取り組んでまいりました。また、ウクライナからの避難民に対する直接的な支援実績はありませんが、県内には外国人を多く受け入れている企業もあり、外国人支援については、国際交流センター等において市町村と連携した無料相談会を開催するなど、様々な支援活動に取り組んでいます。一方、新たな取組として、次年度から法教育事業の実施を検討しています。まずは、島根県立大学の新入生を対象に講義を行うことから始めようと思っています。

**【細田議長】**

島根県には過疎地も多くありますが、行政書士の皆様はそういった地方の隅々まで行きわたっていて、それぞれの地域に根付いて仕事をしていただいています。行政書士会による新しい事業への取組も素晴らしいことですが、会員の皆様は日々、研修や勉強会を通じて、各種の法的知識を身に付けて業務に取り組んでいただいています。地域のために引き続き御協力いただきたいと思います。

## デジタル化について

**【細田議長】**

コロナ禍により、デジタル社会の到来が加速しましたが、やはり一番大事なのはマイナンバーだと考えています。私はアメリカ・ワシントンのとある石油公団の事務所長をやっていた時期があるのですが、アメリカ人の雇用に関しては、ソーシャル・セキュリティー・ナンバーが100％行き届いているため、その人の番号を入力すると、社会保険料が自動的に算出され、支払先やその方法まで出てきます。これは、もう40年前の話ですが、非常に便利な仕組みだなと思いました。

日本では、個人情報の問題など様々な課題はありますが、ようやく最近になって、マイナンバーカードが普及し始めました。今後、年金や医療保険、税金などと連携するということですが、まだどんな病院に行っても「マイナンバーカードを出してください」とはあまり言われません。病院側としても、まだまだ使い勝手が良くないという理由があるようです。マイナンバーカードの交付枚数は8,500万枚近くなったと言われていますが、どうやって使ったらいいのか、銀行口座との連携でどのような効果が生まれるのか、あるいはどういう手続を行えるようになるのか、よく知られていません。国民の皆様に対しては、更なる周知が必要であり、また、行政書士の皆様には間に立って様々な活動をしていただく必要があると考えています。先行しているアメリカの状況と比較しても、日本の認識はまだまだ初歩の段階だと思います。運用コストを考えれば、もっと合理的な社会を目指す必要があると考えています。

**【常住会長】**

議長の御指摘のとおり、やはり今、デジタル化への対応ということが大きな課題であると認識しています。行政手続のデジタル化が進むということは、標準化・簡素化が進むということです。例えば許認可申請であれば、要件に当てはまっているかどうかの証明を、これまでは私どもが要件ごとに書類を整えて窓口に提出して、それをチェックしてもらっていたわけですが、このような流れで対応することが困難になると予想されます。また、これまでの行政手続は事前的審査に重きを置いていたところ、デジタル化により、事後的調査にウエイトが移行するのではないかと考えています。そこで、大正9年の代書人規則制定以来、事実証明を業としてまいりました私たち行政書士が力になれるということを提案させていただきたいと思います。

**【細田議長】**

行政書士の方が、国民と行政の懸け橋として更なる活躍を図るということですね。

**【常住会長】**

そうですね。手続の迅速化や真正性を担保する観点からも、私たち行政書士にできることが多くあると思います。また、デジタル化における「誰一人取り残さない」という施策は、その基盤であるマイナンバーカードの普及が重要です。本会では、昨年、総務省からの委託事業として、いわゆる社会的弱者の方々のサポートを含めたマイナンバーカードの代理申請手続事業を請け負いました。つい先日、当初の目標値である4万件を達成し、最終的に7万件を超える実績を見込んでいます。

**【野津島根会会長】**

島根会でも、43名の相談員によるマイナンバーカードの代理申請を始め、市町村と連携したマイナンバーカード普及事業に積極的に取り組み、島根県におけるマイナンバーカード取得促進に多少なりとも貢献できたと思っています。

**【細田議長】**

もともとグリーンカード（少額貯蓄等利用者カード）の時代から、人の財産を調べるということに重点があるという誤

解がありました。そうではなく、先ほども言ったように、行政手続を円滑に行うというのが本来の趣旨です。行政書士の皆様のように国民と行政をつなぐ存在は重要だと考えています。国民年金、医療保険、健康保険など、本来、行政と個人は密接につながっているのですが、まだまだ国民の認識として関係性が希薄だと感じます。マイナンバーカードの普及を通じて、様々な手続と自動的につながるような社会になればと考えています。例えば病院の手続にしても、マイナンバーカードがあれば診察券も保険証も不要で手続ができるようになるのですが、やはり普及率が足りていない段階では、患者だけでなく病院側としても対応が難しいというのが現状のようです。

**【常住会長】**

まだ設備も十分でない状況のようですからね。

**【細田議長】**

東京の大きな病院でもそういう状況ですから、なかなか大変です。行政の窓口も同様だと思います。

**【常住会長】**

行政書士会としましても、デジタル化の対応は喫緊の課題として認識しています。マイナンバーカードの代理申請手続事業において、介助が必要な方など、御自身で申請ができない方々をお手伝いすることができたことは、デジタル社会における共生という意味でも非常に意義のある事業になったと考えています。

**【細田議長】**

個人的なレベルの話になりますが、端末によって異なるパスワードやIDなどの管理は煩雑で、それらが分からなくなった場合の仕組みも必要ではないかと思います。

**【常住会長】**

そうですね。おっしゃるように、そういった市民の身近な困りごとについても支援していけるように、国民の皆様に寄り添いながら、行政手続の顧問のような存在になれればいいのではないかと考えています。

**【細田議長】**

守秘義務の問題のみならず、まだまだ現代社会に即した法制度になっていないと感じています。行政書士の皆様がこれからも様々な法制度に関与されて、国民の皆様から信頼され、行政書士に依頼した方が有益であるということを広く認知されることを願っています。我々も必要な法制度の制定を始め、これからも行政書士の皆様の応援をしてまいりたいと考えています。デジタル社会においても、行政書士の皆様には大いに活躍を期待していますので、引き続き国民の皆様のために頑張ってください。

**【常住会長】**

引き続き、行政手続の円滑化のため、また国民の皆様の権利利益実現のために努力してまいります。

**【常住会長・野津島根会会長】**

本日は公務御多忙の中、お時間を割いていただきまして、誠にありがとうございました。

6 日本行政
MONTHLY No.607 JUNE. 2023

# Contents

Top Feature
細田博之衆議院議長との鼎談が実現 …… 1

Leadership
一般倫理研修を受講しました！ …… 6

Special Report
6次産業化を含む「農山漁村発イノベーション」の推進について …… 7

Topics
理事会の開催報告 …… 13
地方創生SDGs 国際フォーラム2023 参加報告
～イノベーションがリードする新しい「持続可能なまちづくり」の実現～ …… 14

Information
一般倫理研修に関するお知らせ …… 17
令和5年度特定行政書士法定研修　募集要項 …… 19
申請取次行政書士管理委員会からのお知らせ …… 23

■ Pick UP!単位会 …… 24
■ 中央研修所通信6月号 …… 26
■ 秋桜日記 ～特定行政書士への誘い～ …… 27
■ 公証人に聞く!教えてミネルヴァくん …… 29
■ 日行連の主な動き（4月） …… 33
■ コスモスInformation …… 34
■ 全行団ニュース …… 36
■ 会員の動き／広報部員のひとり言／ …… 41
御協力のお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

東日本大震災の被災に係る各種行政手続、今後の暮らしや事業の悩みなど、電話による無料相談を実施しています。

**日本行政書士会連合会被災者相談センター福島事務所**
＜対面相談・電話相談（予約制）＞
電話番号：024−973−7163（予約専用）
通話料はお客様負担となります。
相談時間：13:00～16:00　毎週水曜日
（祝祭日・年末年始休業）
所 在 地：福島県郡山市堂前町10番10号

**新型コロナウイルス感染症に関する無料電話相談窓口を各都道府県行政書士会に設置しています。**

**日本行政書士会連合会** •Eメール nichigyoren@gyosei.or.jp •ホームページ https://www.gyosei.or.jp/

Leadership

行政書士制度の
発展のために

# 一般倫理研修を受講しました！

副会長　松村　和人

行政書士の皆様におかれましては、平素から日行連の事業運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年３月15日から中央研修所研修サイトにおいて、「一般倫理研修」がVOD（ビデオ・オン・デマンド）方式で配信されています。当該研修につきましては、本年８月31日から受講が義務付けられていますが、同日より前に受講しても義務を満たす扱いとなっています。本年８月15日までの期間につきましては、サーバーへの負荷を軽減するために、「分散受講スケジュール」が組まれています（本誌18ページ参照）。

私が所属する徳島会の第一回目のスケジュールが本年４月19日（水）から４月25日（火）までの期間であったため、早速受講しました。

私自身、当該研修の作成に関わっていたこともあり、説明書を読まず自信満々で進めようとしましたが、いきなりつまずいてしまいました。日行連のホームページを開き、何を思ったか、会員専用サイトの「連con」を開き、ひたすら一般倫理研修を探してしまい、当然見つからなかったため、単位会から送られてきた「VOD研修受講の流れ」を確認して、ようやく「連con」ではなく「中央研修所研修サイト」にログインしなければならないことに気が付きました（恥ずかしながら「猿も木から落ちる」ということで御容赦ください）。

それはさておき、受講に際しては、まず中央研修所研修サイトへログインし、「講座一覧」をクリックします。次に「義務研修」をクリックし、さらに「一般倫理研修（１）」をクリックします。最後に「＜一般倫理研修＞一般倫理研修」をクリックすると、一般倫理研修の各講座の画面にたどり着くことができます。

講座につきましては、①「行政書士法及び関係法令」、②「人権」、③「職業倫理」、④「職務上請求書の適正使用」が受講指定科目とされており、さらに細分化され、全13パートとなっています。総務省御担当者、弁護士、業務に精通した行政書士など、素晴らしい講師の方々による大変分かりやすい講義が展開されています（私の導入の説明が拙くて申し訳ございません）。

全てのパートの視聴を終えるとテストがあり、合格すると「修了証発行」をクリックして研修修了となります。

義務研修という響きから抵抗感をお持ちになる方がおられるかもしれませんが、受講を始めていただければ、業務に直結する「行政書士法及び関係法令」からスタートしますので、講義に引き込まれること間違いありません。新人の方はもとより、ベテランの方にとっても必ず気付きがあると思います。皆様には一般倫理研修を受講していただき、国民の権利利益に資する行政書士として、ますます御活躍されることを願っています。

最後になりますが、本年６月15日をもって１期２年務めさせていただきました副会長職を全うすることになります。行政書士制度に関わる全ての皆様に、この場を借りて、心から御礼申し上げます。

各単位会及び日行連事務局職員の皆様におかれましては、行政書士制度の発展等のために、日々、御尽力いただき誠にありがとうございます。大変お世話になりました。重ねて感謝申し上げます。

皆様の御健勝、御多幸を心からお祈り申し上げ、私からの御挨拶とさせていただきます。

# ６次産業化を含む「農山漁村発イノベーション」の推進について

農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課
地域資源活用企画班　課長補佐　和田　卓己

## １．はじめに

中山間地域を始めとする農村では、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行している一方で、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しているなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価されています。

こうした動きも踏まえ、農村における所得向上や雇用機会の創出を図るため、農林水産省では、これまで、農村への産業の立地・導入を促進するとともに、農林漁業者が加工・販売等に取り組む６次産業化の取組等を推進してきました。

今後の農村施策の展開に当たっては、農業以外の所得と併せて一定の所得を確保できるよう、多様な雇用機会を創出していくことが重要であることから、従来の６次産業化の取組を発展させ、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、観光・旅行や福祉等の他分野と組み合わせて新事業や付加価値を創出する「農山漁村発イノベーション」の取組を推進しています。

本稿では、まず、６次産業化のこれまでの取組を説明しつつ、６次産業化も含む新たな取組である「農山漁村発イノベーション」について説明します。農林水産物や農林水産業に関わる地域資源を活用した様々な取組を行っている農業者や民間企業等に対

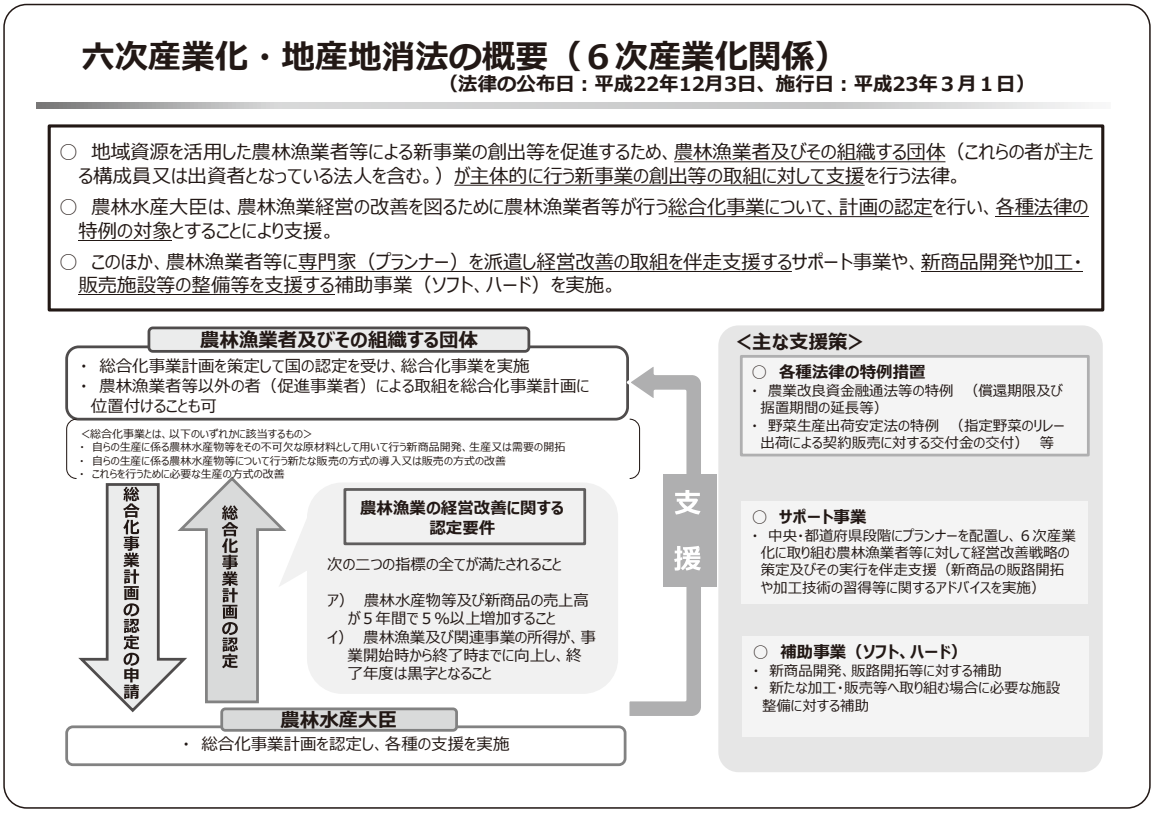


〈図１〉

して助言等を行っている行政書士の皆様の参考にしていただけますと幸いです。

## 2．6次産業化の取組について

### （1）六次産業化・地産地消法について

六次産業化・地産地消法は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を地産地消の促進に関する施策と併せて総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化等を図ることなどを目的とする法律であり、平成22年12月3日に公布され、6次産業化に関する規定（第2章）については、平成23年3月1日に施行されました（図1参照）。

具体的には、農林漁業者及びその組織する団体（これらの者が主たる構成員等又は出資者となっている法人を含む。法律上「農林漁業者等」と呼ばれる。）は、6次産業化に関する事業（法律上「総合化事業」と呼ばれる。）に取り組むに当たり、事業計画（法律上「総合化事業計画」と呼ばれる。）を作成し、その内容が適当である旨の農林水産大臣の認定を申請することができます。

認定の申請を受けた農林水産大臣は、総合化事業計画を実施することによって売上高が増加するとともに、所得が向上し、農林漁業経営の改善が行われるものであると認める場合には、その総合化事業計画を認定することができます。

そして、認定を受けた総合化事業計画について、農業改良資金融通法等の特例の対象とすることにより支援するものです。

このほか、農林漁業者等に専門家（プランナー）を派遣し、経営改善の取組を伴走支援するサポート事業や、新商品開発や加工・販売施設の整備等を支援する補助事業を実施するなど、6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援しています。なお、6次産業化のための加工・販売施設の整備等に必要な事業を活用するためにも、総合化事業計画の認定が必要です。

### （2）総合化事業計画の認定状況

総合化事業計画の認定は、平成23年5月の第1回認定以降累増しており、令和5年3月31日現在で2,630件となっています（図2参照）。

対象としている農林水産物では、野菜や果樹が多

**総合化事業計画の認定状況**

○ 平成23年5月の第1回認定以降、総合化事業計画の認定件数は増加し、**令和５年３月31日現在で 2,630件**。

（1）地域別の認定件数

| 地域 | 総合化事業計画 | うち農畜産物関係 | うち林産物関係 | うち水産物関係 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 163 | 154 | 3 | 6 |
| 東北 | 380 | 344 | 12 | 24 |
| 関東 | 457 | 417 | 18 | 22 |
| 北陸 | 127 | 121 | 2 | 4 |
| 東海 | 254 | 217 | 15 | 22 |
| 近畿 | 387 | 351 | 13 | 23 |
| 中国四国 | 332 | 274 | 13 | 45 |
| 九州 | 469 | 395 | 28 | 46 |
| 沖縄 | 61 | 55 | 1 | 5 |
| 合計 | 2,630 | 2,328 | 105 | 197 |

（参考）年度ごとの認定件数（累計）の推移

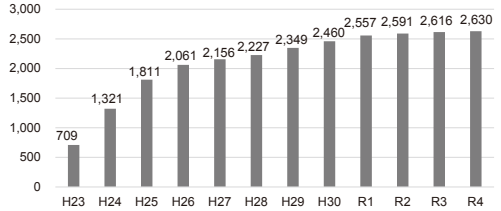


（2）総合化事業計画の認定件数の多い都道府県（件数）

| | |
|---|---|
| 北海道 | 163 |
| 兵庫県 | 116 |
| 宮崎県 | 112 |
| 長野県 | 100 |
| 岡山県 | 100 |

（3）総合化事業計画の事業内容の割合（%）

| | |
|---|---|
| 加工 | 18.2 |
| 直売 | 2.9 |
| 輸出 | 0.4 |
| レストラン | 0.4 |
| 加工・直売 | 68.8 |
| 加工・直売・レストラン | 7.1 |
| 加工・直売・輸出 | 2.2 |

（4）総合化事業計画の対象農林水産物の割合

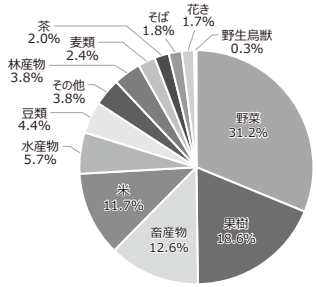


※ 複数の農林水産物を対象としている総合化事業計画については全てをカウント

〈図2〉

いですが、畜産物や水産物、林産物など多岐にわたっています。

都道府県別で見ると、北海道、兵庫県、宮崎県、長野県、岡山県の認定件数が多いですが、全国的に見るとほぼ均一に分布していると言えます。

### （3）６次産業化の市場規模

農林水産省では、農業者、漁業者等が行う農水産物の生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、６次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的として、平成23年度から「６次産業化総合調査」を実施しています。

令和３年度の６次産業化総合調査によれば、６次産業化に相当する農業・漁業生産関連事業の年間総販売金額のうち、加工・直売分野が農業生産関連事業では約97％、漁業生産関連事業では93％となっており、直売と加工が大半を占めています。

６次産業化の加工・直売の市場規模は、緩やかに拡大しており、令和３年度の売上は合計で約2.2兆円となっています。

### （4）６次産業化の成果と課題

農林水産省では、総合化事業計画の認定を受けた事業者について、毎年度、報告書等に基づき総合化事業計画の進捗状況の調査（フォローアップ調査）を行っています。

フォローアップ調査によれば、認定事業者のうち、５年間（平成27年度～令和元年度）総合化事業に取り組んだ者の売上高（経営全体）は、平均約１億３千万円となっており、申請時から46％増加していました。

また、認定事業者全体の平均雇用者数は、１事業者当たり約15人となっていました。なお、2020年農林業センサスによれば、１農業経営体当たりの平均雇用者数は約７人でした。

一方で、フォローアップ調査の結果、総合化事業計画に５年間取り組んだ事業者（平成28年度から令和元年度に事業を終了した事業者）の７割以上が売上を増加させていましたが、そのうち約半数は経常利益を減少させていました。つまり、売上高は増加している一方、経常利益が減少し、経営改善につながっていない事業者も少なくないことが分かりました。

このため、６次産業化プランナーによる支援において、新たに経営全体を支援することができる「エグゼクティブプランナー」を設けるなど、経営改善・発展に向けた支援をより強化してきました。

## ３．６次産業化から「農山漁村発イノベーション」へ

### （1）農山漁村における所得と雇用機会の確保

冒頭で触れたように、農村における所得と雇用機会の創出に当たっては、かつては、企業誘致による地域外からの産業の導入が中心であり、地域農業と調和の取れた産業導入施策が講じられていましたが、近年では、こうした地域外からの産業導入は、企業の海外展開等もあり、頭打ちになっています。一方で、一部地域では、６次産業化のほか、農泊、ジビエ利活用、農福連携などの地域内発型の取組が活発に行われてきています。

こうした状況を踏まえ、今後は、地域全体としての所得向上のため、従来の農業者が加工・販売などにも取り組む６次産業化の取組をこれまで以上に加速化するとともに、その考え方を拡張し、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、農林漁業者に限らず地元企業などの多様な主体の参画によるスタートアップやスモールビジネスの取組を「農山漁村発イノベーション」として推進することとしました（図３参照）。

### （2）農山漁村発イノベーションの取組事例

#### ア　竹林資源をフル活用した取組

栃木県宇都宮市の民間事業者は、タケノコや栗の加工販売に加え、美しい竹林の景観をいかして、映画のロケ地や観光商品としても活用する取組を行っています。

この取組は、「農林漁業者、地元企業」が、地域の「農産物、景観」を「加工販売、観光・旅行」の分野で活用している取組と言えます。

#### イ　森林を活用したサバイバルゲーム事業

長野県諏訪市の民間事業者は、長野県や栃木県の森林をフィールドとしたサバイバルゲーム事業を行うとともに、参加料の一部を森林所有者にも還元し

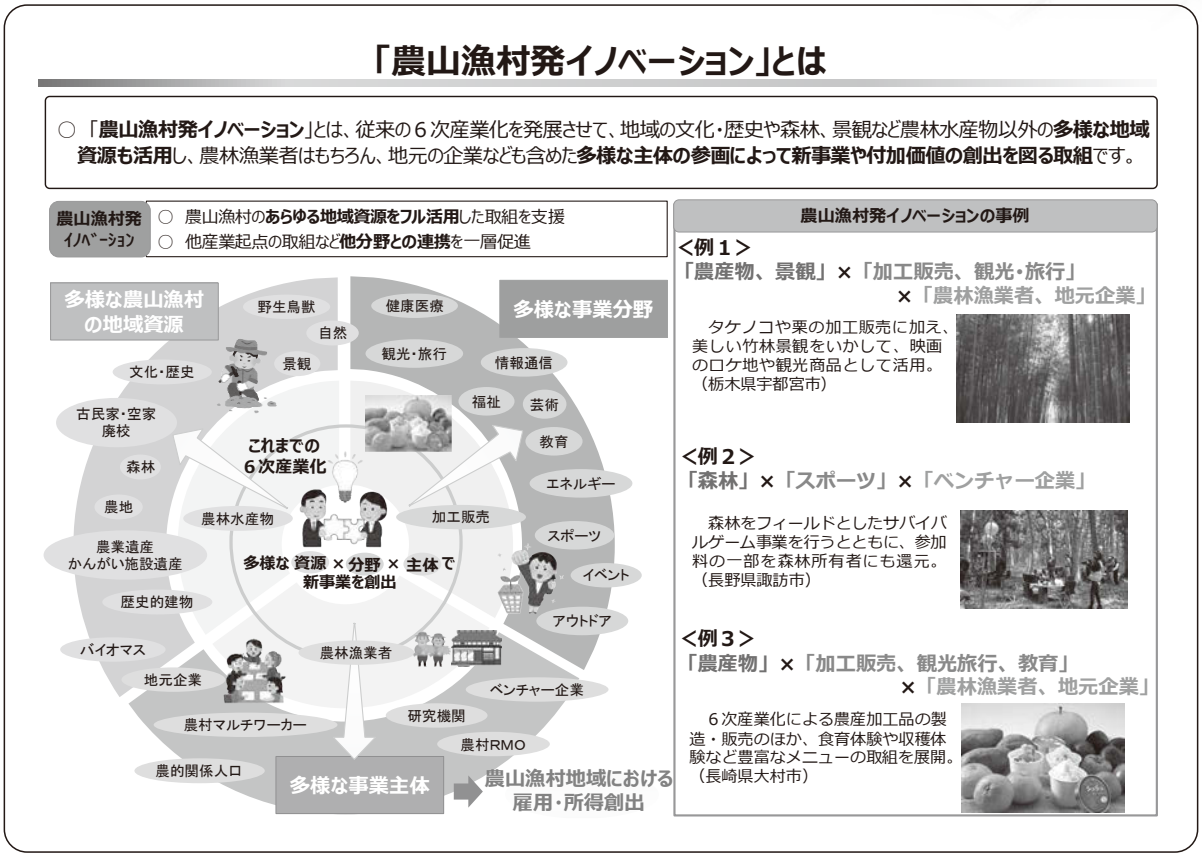


〈図３〉

ている取組を行っています。

この取組は、「ベンチャー企業」が、地域の「森林」を「スポーツ」の分野で活用している取組と言えます。

### ウ　６次産業化から多角化した取組

長崎県大村市の民間事業者は、６次産業化による農産加工品の製造・販売のほか、農泊や、食育体験、収穫体験など豊富なメニューの取組を行っています。

この取組は、「農林漁業者、地元企業」が、地域の「農産物」を「加工販売、観光旅行、教育」の分野で活用している取組と言えます。

ここでは三つの事例を挙げましたが、農山漁村発イノベーションは、活用する地域資源の種類や活用する事業分野、参画する事業主体によって、これら以外にも様々な取組が考えられます。

### （３）農山漁村発イノベーションの支援策

６次産業化を含む農山漁村発イノベーションの取組については、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）により支援しています。

ここでは、農山漁村発イノベーション対策のうち、特に６次産業化等に活用可能なものを紹介します（図４参照）。

これらの補助事業の詳細につきましては、農林水産省のウェブサイトに掲載されていますので、以下の QR コードを参照してください。

➢農山漁村発イノベーションについて
（農水省ウェブサイト）
https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html

### ア　農山漁村発イノベーション創出支援型

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発、デジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材の派遣・育成等を支援する事業

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち

## 農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型）

**【令和５年度予算額　9,070（9,752）百万円の内数】**

**<対策のポイント>**

農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、**農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発**や**これらに係る研究開発、デジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材の派遣・育成**等を支援します。

**<事業目標>**

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体［令和７年度まで］）

**＜事業の内容＞**

**１．農山漁村発イノベーション推進支援事業**

農山漁村発イノベーションの実施に必要な**経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組**を支援します。

（支援対象の取組）
① ２次・３次産業と連携した加工・直売の取組
② 新商品開発・販路開拓の取組
③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

**２．農山漁村発イノベーション中央サポート事業**

① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、**農山漁村発イノベーションに係る高度な課題を抱える事業者等に対する中央プランナー等の専門家派遣の取組**に加え、**高度なデジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材（デジタル人材）の派遣**等を支援します。
② 農山漁村で**新事業を興す起業家と農山漁村のマッチング**の取組等を支援します。
③ 施設給食において、**地産地消を促進するためのコーディネーターの派遣・育成の取組**等を支援します。

**３．農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業**

各都道府県のサポートセンターにおける、**農山漁村発イノベーションに係る経営改善等の多様な課題を抱える事業者等への専門家派遣**に加え、**デジタル人材の派遣、地域におけるデジタル人材の育成の取組**等を支援します。

※下線部は拡充内容

**<事業の流れ>**

国 →（定額）→ 都道府県 →（1/2等）→ 農林漁業者、市町村、民間事業者等（１の事業）
国 →（定額）→ 都道府県（３の事業）
国 →（定額）→ 民間団体等（民間企業、一般社団法人を含む）（２の事業）

**＜事業イメージ＞**

**農山漁村発イノベーション推進支援事業**

農産物を利用した新商品開発

多様な地域資源を新分野で活用

**農山漁村発イノベーション中央・都道府県サポート事業**

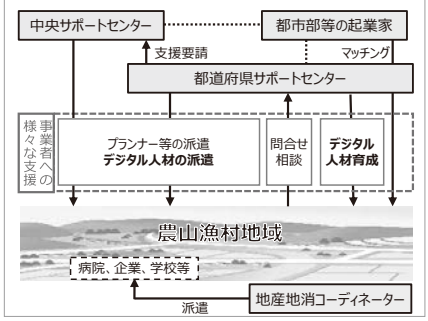


［お問い合わせ先］農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）

---

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち

## 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

**【令和５年度予算額　9,070（9,752）百万円の内数】**

**<対策のポイント>**

**農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大**を図るために必要となる**農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を支援します。

**<事業目標>**

○ 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人［令和７年度まで］）
○ ６次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加（93事業体［令和７年度まで］）

**＜事業の内容＞**

**１．農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）**

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援**します。
【事業期間】 原則３年間（最大５年間）
【交付率】 1/2等

**２．農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）**

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して６次産業化に取り組む場合に必要となる、**農産物加工・販売施設等の整備に対して支援**します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。
【事業期間】 原則１年間
【交付率】 3/10等

**再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備**については、1又は２の**施設整備と同時に設置**する場合に加え、**既存の活性化・６次化施設に追加して設置**する場合も**支援**します。

**<事業の流れ>**

国 →（定額、1/2等）→ 地方公共団体 →（3/10、1/2等）→ 農林漁業者の組織する団体等

**＜事業イメージ＞**

**定住促進・交流対策型**

○**計画主体**　都道府県、市町村※1　※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
○**事業実施主体**　都道府県、市町村、農林漁業者団体等

農産物直売所

廃校を利用した交流施設

集出荷・貯蔵・加工施設

**産業支援型**

○**事業実施主体**　農林漁業者団体※2
中小企業者※3

※2　六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要
※3　農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要

農産物処理加工施設

農家レストラン

**発電設備等の整備**

EV車等への給電設備

［お問い合わせ先］
（１の事業）　農村振興局地域整備課　（03-3501-0814）
（２の事業）　都市農村交流課（03-6744-2497）

〈図４〉

で、以下の３種類の事業に大別されます。

（ア）農山漁村発イノベーション推進支援事業

農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援する事業です。

具体的な支援対象の取組は以下のとおりです。

①２次・３次産業と連携した加工・直売の取組
②新商品開発・販路開拓の取組
③直売所の売上向上に向けた多様な取組
④多様な地域資源を新分野で活用する取組
⑤多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

（イ）農山漁村発イノベーション中央サポート事業

農山漁村発イノベーション中央サポート事業には、以下３種類の事業が含まれます。

①農山漁村発イノベーション中央サポートセンター運営事業

中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、農山漁村発イノベーションに係る高度な課題を抱える事業者等に対する中央プランナー等の専門家派遣の取組に加え、高度なデジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材（デジタル人材）の派遣等を支援する事業です。

②農山漁村発イノベーション促進事業

農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援する事業です。

③地域の食の絆強化推進運動事業

施設給食において、地産地消を促進するためのコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援する事業です。

（ウ）農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

各都道府県のサポートセンターにおける、農山漁村発イノベーションに係る経営改善等の多様な課題を抱える事業者等への専門家派遣に加え、デジタル人材の派遣、地域におけるデジタル人材の育成の取組等を支援する事業です。

（イ）①の農山漁村発イノベーション中央サポートセンター運営事業では、事務局を運営する補助事業者がプランナー（専門家）を選定し、事業者等に派遣しています。同様に都道府県サポート事業でも、都道府県又は委託を受けた補助事業者がプランナーを選定し、事業者等に派遣しています。これらのプランナーの中には、行政書士の方も含まれています。

中央サポートセンター又は各都道府県のサポートセンターにて毎年度、プランナーの募集を行っていますので、興味のある方は各サポートセンターのウェブサイトを御覧ください。

イ　産業支援型

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して６次産業化に取り組む場合に必要となる、農産物加工・販売施設等の整備に対して支援する事業です。

産業支援型を活用する場合は、２（１）で説明した総合化事業計画の認定又は農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定を受ける必要があります。

## ４．終わりに

以上のように、農林水産省では、６次産業化等の「農山漁村発イノベーション」を推進するための支援策を幅広く用意しています。６次産業化を始めとした、地域資源を活用した新事業等に取り組みたいという意欲を持つ方々には、これらの支援策を積極的に活用していただきたいと考えています。

一方で、「農山漁村発イノベーション」の取組を進めるに当たっては、これまでの６次産業化の際に必要だった食品衛生や食品表示等の知見に加え、観光・旅行、健康医療など、関連する様々な分野の知見が必要となってきています。このため、行政書士の皆様の知見をいかしてサポートしていただき、農山漁村地域での取組が一層進展すれば幸いです。

Topics

# 理事会の開催報告

**開催日** 令和５年４月19日（水）・20日（木）
**場所** 虎ノ門タワーズオフィス６階「ROOM ７」
**司会** 宮本　重則　総務部長
**議長** 常住　豊　会長
**議事録署名人** 秋山　賢治（群馬会）・
笠野　義二（和歌山会）両理事
**構成員** 55名のうち、51名出席（開会時）
**オブザーバー** 西堀　俊徳・岡　俊江・増田　由明　各監事、縮　修二　選挙管理委員長

本理事会では、以下２議案について審議され、全議案が可決された。

**【議案審議】**

**第１号議案**

**令和５年度定時総会の議案について**

総会第１号議案　令和４年度事業報告
総会第２号議案　令和４年度決算報告（決算報告書・監査報告書）
総会第３号議案　令和５年度事業計画（案）
総会第４号議案　公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について（案）
総会第５号議案　令和５年度予算（案）
総会第６号議案　役員の改選

以上の６議案を定時総会に上程することについて、承認が求められた。全議案が異議なしで可決された。

**第２号議案**

**令和５年度定時総会議事運営委員会委員の選出について**

日本行政書士会連合会会議規則第31条及び日本行政書士会連合会議事運営委員会規則第４条に基づき、令和５年度定時総会の議事運営委員会委員の選出について、会長一任とすることについて承認が求められ、異議なしで可決された。
可決後、常住会長から、以下の３名を選出するとの報告があった。

理事　岩﨑　雅幸（山形会）　理事　安野　光宣（栃木会）　理事　中嶋　健雄（鳥取会）

**【協議事項】**

（１）令和５年度定時総会における役員選考に関する申合せ（案）について
（２）行政書士職務基本規則（案）について
（３）日本行政書士会連合会が定める領収証の基本様式に関する規則の一部改正（案）について

**【報告事項】**

（１）令和５年度定時総会日程について
（２）令和５年度会長選挙日程について
（３）令和５年度行政書士試験協力事務に関する文書について
（４）令和５年度特定行政書士法定研修について
（５）マンション管理計画認定手続支援システムについて
（６）各許認可手続の電子申請化の状況について
（７）マイナンバーカード代理申請手続事業終了報告

**◆井林辰憲衆議院議員による御講演**

理事会一日目休会後、自民党所有者不明土地等に関する特別委員会事務局長でもある井林辰憲衆議院議員（静岡２区）にお越しいただき、「所有者不明土地問題の取組」について御講演いただきました。井林議員からは、本施策推進には行政書士の活躍が必要不可欠との考えや期待が示され、常住会長及び井口日政連会長からは、感謝の意が伝えられました。

Topics

# 地方創生 SDGs 国際フォーラム 2023 参加報告

## ～イノベーションがリードする新しい「持続可能なまちづくり」の実現～

<権利擁護推進委員会>

権利擁護推進委員会では、2015 年に国連で採択された 2030 年アジェンダとしての「誰一人取り残さない」SDGs（持続可能な開発目標）について、個々の行政書士が権利擁護に対する意識を高め行動することが、国際目標である SDGs の達成にもつながり、行政書士制度を持続的に向上させるものと考えています。

この観点に基づき、地方創生 SDGs 国際フォーラム 2023 に参加しましたので、一部抜粋して以下に報告します。

開催日：2023 年 2 月 7 日
場　所：日経ホール（東京都千代田区大手町）
主　催：内閣府、地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム
内　容：開会挨拶
・内閣府特命担当大臣（地方創生担当）・デジタル田園都市国家構想担当大臣
　岡田 直樹 氏
・地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム会長（福岡県北九州市 市長）
　北橋 健治 氏
基調講演「官民連携で推進する地方創生 SDGs」
・一般財団法人 住宅・建築 SDGs 推進センター理事長
　村上 周三 氏
セッション①「カーボンニュートラル・デジタルを原動力とした地域課題解決」
・徳島県徳島市 市長（2022 年度 SDGs 未来都市）　内藤 佐和子 氏
・日産自動車株式会社 理事 渉外担当役員　後藤 収 氏
・スウェーデン大使館 大使　ペールエリック・ヘーグベリ 氏
・ストックホルム県 知事　スヴェン＝エリック・エステルベリ氏（VTR 登壇）
・北海道河東郡上士幌町 町長　（2021 年度 SDGs 未来都市）　竹中 貢 氏
（ファシリテーター）内閣府地方創生推進事務局 内閣審議官　西 経子 氏

（一部抜粋）

### 1．開会挨拶

岡田内閣府特命担当大臣、北橋地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム会長から、「私たちは、感染症・エネルギー危機・食料問題・温暖化等といった地球規模の課題に加えて、国内では人口減少・少子高齢化という社会課題に直面している。地方の社会課題を成長のエンジンへと転換すべく、GX（グリーン・トランスフォーメーション）・DX（デジタル・トランスフォーメーション）等のイノベーションによる持続可能なまちづくりの創出、先進的な地域活性化の実践が求められている。本フォーラムの発信を通じて、イノベーションによる社会課題解決を促進し、地方創生 SDGs の進化・拡大を実現していきたい。」旨の挨拶がなされた。

※ GX：経済産業省によれば、「カーボンニュートラルの実現に向けた経済社会

システム全体の変革」をいう。

## 2．基調講演

基調講演の講師である村上氏は、政府によるSDGsの取組は、各国のSDGs達成度ランキングの中では、163国中19位と比較的上位に位置するが、「ジェンダー平等」（SDGs 5）や「つくる責任つかう責任」（SDGs12）、「気候変動対策」（SDGs13）、「海の豊かさ」（SDGs14）、「陸の豊かさ」（SDGs15）にあっては、「大きな課題が残っている。」と評価されており、とりわけ「ジェンダー平等」（SDGs 5）が「大きな課題」と評価されている先進国があまりない中で、この評価は真摯に受け止める必要があると述べた。

※ SDGs達成度ランキングの上位は、北欧諸国で占められている。

その他、基調講演の内容を以下に紹介します。

---

政府は、2018年から毎年30都市前後を「SDGs未来都市」に選定している。

岩手県一関市では、SDGs未来都市認定を受けて「SDGs×ふるさと納税」の取組を行っている。ふるさと納税（個人版）で、一つの自治体が全国のこども食堂を対象に支援（食品等の配布）する取組は全国初である。こども食堂では、生活困窮者やひとり親家庭などで家族揃って十分なご飯を食べることが難しい子供たちに、手作りで温かい食事が提供されている。なお、配布する食品は、自治体内の「余剰品」（新型コロナウイルス感染症の影響など、生産が需要を上回り過剰在庫となっているもの）や「訳あり品」（味は問題ないのに形や色が悪いために出荷できないものなど）を活用しており、自治体内のフード（食品）ロス削減の役割も担っている。

長野県伊那市では、SDGs未来都市認定を受けて、買い物支援のためのドローンによる配送事業を実施しているほか、交通・医療弱者支援として、AI乗り合いタクシーの運行や遠隔医療モバイルクリニックも実施している。

この数年で、SDGsの知名度は向上したが、今後の課題はSDGsの深化・拡大である。それを推進するツールとして、「社会的インパクト評価」が有効である。因果関係を説明する「ロジックモデル」を活用し、達成目標を設定するものである。

例えば、「成人病予防事業」における「ロジックモデル」のイメージは次のとおりである。

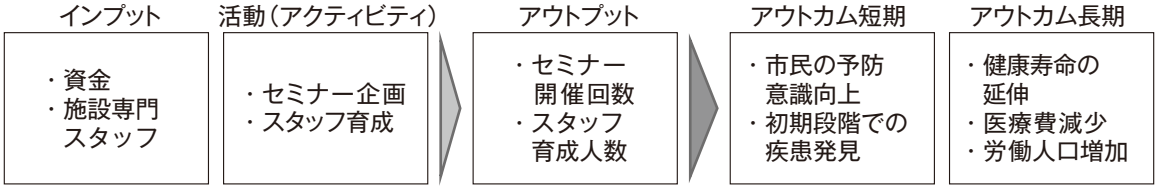


※「インプット」は、経営資源、リソースと理解してもよいと思われる。

社会的インパクト評価の特徴は、①アウトプット評価にとどまらず、その先のアウトカムを評価できること、②インプット・アウトプットからアウトカムに至るまでの論理的なつながりが明らかになるということが挙げられる。これにより、①事業計画の実効性や事業成果に関する説明責任を果たすこと、②評価を通じた課題等の発見をもって事業や組織運営の改善につなげることが可能となる。

---

### ３．セッション①「カーボンニュートラル・デジタルを原動力とした地域課題解決」

徳島市の内藤市長は、市内には134の河川があり、市の中心地には川で囲まれた「ひょうたん島」という地域があり、この島を周遊船で巡る観光が人気であると述べた。また、現在、ヤマハ発動機株式会社と次世代型電動操作システムを開発中であり、太陽光発電を利用した船はとても静かであることに触れ、ゆっくりと食事をしていただけるものであるとの説明があった。

日産自動車株式会社の後藤氏は、電気自動車（EV）を被災時の自治体に提供する契約を締結していることを紹介した。EVのバッテリーに貯めた電気を、災害による停電時の電力として活用することにより、携帯電話の充電、湯を沸かすことや照明用に利用でき、しかも静かなので睡眠の妨げにならないことが喜ばれているとの説明がなされた。

また、再生可能エネルギーや電力需要の低い夜間電力をバッテリーに貯めて、エネルギーを効率的に活用するエネルギーマネジメント分野に関する取組も行っているとの報告があった。

北海道河東郡上士幌町の竹中町長は、町内には牛が47,000頭いて、牛のふんを活用した畜産バイオマスを核としたクリーンエネルギーの地産地消を行い、自給率3,500％に至っていると報告した。

また、ドローンを用いた商品配送の実証実験や、交通手段が限られた地域への自動運転車両を用いたオンデマンド配車サービス「Easy Ride」の実証実験を行い、住民向けMaaS（Mobility as a Service）の導入により、移動の利便性向上と誰もが生涯活躍できるまちづくりを促進しているとの説明があった。

### ４．まとめ

ほかにも、ソフトバンク株式会社の宮川社長から、地球温暖化の深刻な現状の報告や自社の新しいビルでのIot（物のインターネット）を用いた人の出入り管理情報（需給の可視化）をベースにした節電対策により電力使用量の大幅削減（60～70％削減）に成功し、警備員や清掃員の配置計画の見直しができたとの報告があった。

こうして、DXは、マネジメントの最適化を行うものであることが明らかにされたと言うことができるし、各地方の創意工夫あふれる地域課題解決の取組は、将来への明るい希望を手繰り寄せるものであり、スマート社会が、社会・環境・経済のバランスの良い発展を目指すものであり、人に優しいものであふれていることを学んだことが、今回のフォーラム参加の貴重な成果として確認できた。

Information 1

重要なお知らせ

# 一般倫理研修に関するお知らせ

＜総務部・中央研修所＞

本誌 2022 年 12 月号（No.601）にて御案内のとおり、日本行政書士会連合会会則の改正が、令和４年８月 31 日付けで総務大臣から認可されたことに伴い、令和５年８月 31 日から、５年に１度の一般倫理研修の受講が全会員に義務化されることとなりました。

当研修の配信スケジュールや受講方法については、以下を御参考の上、受講していただきますようよろしくお願いいたします。

## スケジュール

令和５年３月 15 日（水）～　一般倫理研修
中央研修所研修サイトにて配信中

令和５年８月 31 日（木）～
- 一般倫理研修　受講義務化
- 「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」第 22 条の改正規定施行

所属の行政書士会で
職務上請求書を購入する際、
一般倫理研修の修了証が
必要となります！

**令和６年３月 31 日（日）　一般倫理研修　受講期限※**
※令和５年８月 31 日時点に会員である者の期限

中央研修所
研修サイトは
こちらから

## 受講方法

①中央研修所研修サイトにログイン
（初めて利用される場合は新規登録が必要です。）

②一般倫理研修を受講（３時間程度）
（中央研修所研修サイトで受講できる環境がない場合は、所属の行政書士会に御相談ください。）

③修了証をダウンロード！

令和5年8月31日以降、
職務上請求書を
購入する際に
必要となります!

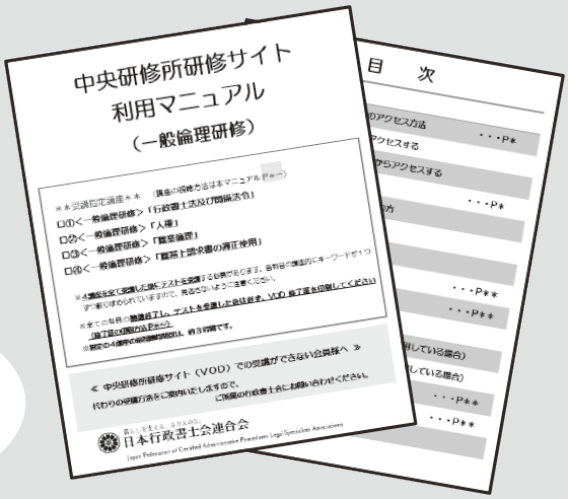


より詳しい受講方法については、中央研修所研修サイトに掲載している『中央研修所研修サイト利用マニュアル』（一般倫理研修）を御覧ください！

## 分散受講　御協力のお願い

一般倫理研修は中央研修所研修サイトで配信されますが、一度にアクセスが集中しますと、サーバーダウンしてしまうおそれがあります。

つきましては、令和５年８月15日までの措置として、所属の行政書士会ごとにグループ分けをして、それぞれに受講期間を設けた「分散受講スケジュール」を作成いたしましたので、御受講の際の御参考としてください。サーバー負荷軽減に御協力くださるようお願いいたします。

**■分散受講スケジュール**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 北海道・<br>東北ブロック | 北海道行政書士会<br>秋田県行政書士会<br>岩手県行政書士会<br>青森県行政書士会<br>福島県行政書士会<br>宮城県行政書士会<br>山形県行政書士会 | 3月29日（水）～4月　4日（火）<br>6月　7日（水）～6月13日（火） |
| 2 | 愛知ブロック | 愛知県行政書士会 | 4月　5日（水）～4月11日（火）<br>6月21日（水）～6月27日（火） |
| 3 | 近畿ブロック<br>（大阪除く） | 三重県行政書士会<br>滋賀県行政書士会<br>京都府行政書士会<br>奈良県行政書士会<br>和歌山県行政書士会<br>兵庫県行政書士会 | 4月12日（水）～4月18日（火）<br>6月28日（水）～7月　4日（火） |
| 4 | 中国・<br>四国ブロック | 鳥取県行政書士会<br>島根県行政書士会<br>岡山県行政書士会<br>広島県行政書士会<br>山口県行政書士会<br>香川県行政書士会<br>徳島県行政書士会<br>高知県行政書士会<br>愛媛県行政書士会 | 4月19日（水）～4月25日（火）<br>7月　5日（水）～7月11日（火） |
| 5 | 大阪ブロック | 大阪府行政書士会 | 4月26日（水）～5月　2日（火）<br>8月　2日（水）～8月　8日（火） |
| 6 | 東京23区内ブロック | 東京都行政書士会 | 5月　3日（水）～5月　9日（火）<br>6月14日（水）～6月20日（火） |
| 7 | 東京23区外・<br>南関東ブロック | 東京都行政書士会<br>神奈川県行政書士会<br>千葉県行政書士会 | 5月10日（水）～5月16日（火）<br>7月12日（水）～7月18日（火） |
| 8 | 北関東ブロック | 茨城県行政書士会<br>栃木県行政書士会<br>埼玉県行政書士会<br>群馬県行政書士会 | 5月17日（水）～5月23日（火）<br>7月19日（水）～7月25日（火） |
| 9 | 中部ブロック | 長野県行政書士会<br>山梨県行政書士会<br>静岡県行政書士会<br>新潟県行政書士会<br>岐阜県行政書士会<br>福井県行政書士会<br>石川県行政書士会<br>富山県行政書士会 | 5月24日（水）～5月30日（火）<br>7月26日（水）～8月　1日（火） |
| 10 | 九州ブロック | 福岡県行政書士会<br>佐賀県行政書士会<br>長崎県行政書士会<br>熊本県行政書士会<br>大分県行政書士会<br>宮崎県行政書士会<br>鹿児島県行政書士会<br>沖縄県行政書士会 | 5月31日（水）～6月　6日（火）<br>8月　9日（水）～8月15日（火） |

※各ブロックごとに分散受講期間を二回設けていますが、いずれかの期間内に一回のみ御受講ください。

Information 2

# 令和5年度特定行政書士法定研修　募集要項

＜中央研修所＞

本研修は、行政書士法第１条の３第１項第二号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第１条の３第２項に規定する研修（以下、「特定行政書士法定研修」という。）として、日本行政書士会連合会会則第 62 条の３の規定に基づき実施するものです。

所定の講義を受講し、考査において基準に到達することにより研修を修了し、特定行政書士となります。

## 研 修 概 要

**１　受講資格**

行政書士

（申込時点において、行政書士名簿に登録されている者）

**２　研修内容**

以下の「講義」を所定の期間内に所定時間受講し、「考査」において基準に到達することをもって修了となります。

**（1）講　義**

受講期間内に、各自で、中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンドシステム）（以下、「研修サイト」という。）に登載された 18 時間［約１時間× 18 コマ］のビデオ講義を受講していただきます。

**＜受講期間＞** 2023 年８月１日（火）～９月 20 日（水）

**＜講義科目・時間（目安）＞**

| 科　目 | 時　間（コマ数） |
|---|---|
| 行政法総論 | １時間（１コマ） |
| 行政手続制度概説 | １時間（１コマ） |
| 行政手続法の論点 | ２時間（２コマ） |
| 行政不服審査制度概説 | ２時間（２コマ） |
| 行政不服審査法の論点 | ２時間（２コマ） |
| 行政事件訴訟法の論点 | ２時間（２コマ） |
| 要件事実・事実認定論 | ４時間（４コマ） |
| 特定行政書士の倫理 | ２時間（２コマ） |
| 総まとめ | ２時間（２コマ） |

**（2）考　査**

2023 年 10 月 22 日（日）14：00 ～ 16：00 に所属の単位会が指定する会場において実施（全国一斉開催）いたします。

※考査会場は、９月上旬（予定）に会員専用サイト「連 con」（以下、「会員サイト」という。）内で発表いたします。

**＜考査問題について＞**

上記「講義科目」に関する理解度を測るための考査で、マークシートによる 30 問択一式問題で行われます。

**＜出題範囲及び到達基準点について＞**

講義科目（法定研修テキスト及びサブテキスト「行政書士のための行政法」「行政書士のための要件事実の基礎」（いずれも日本評論社刊）を含む）の内容の理解を問う出題となります。

なお、到達基準点は、例年およそ６割程度です。

**３　申込みについて**

**(1) 申込期間**

2023 年４月３日（月）９：00 ～６月 23 日（金）17：00

※再受講・再受験を希望される方も期間内の申込みが必要です。

※申込期間は厳守いただくようお願いいたします。

**(2) 申込・受講料払込方法**

会員サイトから特定行政書士法定研修申込ページにアクセスしてお申込みください。

申込受付後、翌週月曜日（休日の場合は、翌営業日）までに受講料入金方法を記載したメールを送信します。

メールに記載されているURLから決済ページにアクセスし、決済方法を選択して支払手続を進めてください（クレジット決済・コンビニ決済等）。

※メール及び決済ページに記載されている入金期限は厳守いただくようお願いいたします。

※一度納入された受講料はお返しできません。

**４　受講料**

８万円（テキスト代含む）

※再受講・再受験の受講料は、次々ページ＜再受講制度に係るお知らせ＞を御確認ください。

**５　結果通知**

修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修に関するお知らせ」に掲載（11 月中旬（予定））するとともに、受験者の事務所所在地へ郵送（12 月上旬（予定））にて通知いたします。

**６　災害発生時等における講義・考査の中止について**

災害発生時等、本研修の講義・考査を中止せざるを得ない事由が発生した際、以下の措置を講じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

**＜講義について＞**

研修サイトの運用が継続できない場合など、講義ビデオの提供を中止することがあります。

講義中止の場合は、受講期間を延長するなど可能な限り実施に向けた措置を講ずることとしますが、長期間にわたり実施環境が整わない場合には、次年度への振替といたします。

**＜考査について＞**

安全に開催できない恐れがある場合など、考査を中止する場合があります。

考査中止の場合は、次年度への振替といたします。

**７　その他**

特定行政書士法定研修に関する情報は、会員サイト内「特定行政書士法定研修に関するお知らせ」への掲載若しくはメールにて御連絡いたしますので、随時御確認ください。

# 研修における諸注意

## 講義の注意事項

(1) 受講期間開始前に、申込時に指定した資料送付先宛てにテキスト・サブテキスト等受講に必要な資料一式を発送いたします（7月25日（火）（予定））。受講期間開始3日前までに届かない場合には、㈱全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。
(2) 講義は、研修サイトでのe-ラーニング研修形式で実施いたします。自宅又は事務所等で、各自ビデオ講義を視聴してください。
(3) 受講に際しては、パソコン、タブレット若しくはスマートフォン等の動画を再生できる機器とインターネット接続環境が必要となります（一部サポート対象外となるブラウザ・機種がありますので、あらかじめ研修サイトにアクセスし、視聴確認をお願いいたします）。
(4) 研修サイト利用マニュアルに沿って、全講義ビデオ（約1時間×18コマ）を最後まで視聴してください。
(5) 全講義を100％受講された方のみ、考査の受験が可能となります（2年目自由受講の受講者を除く）。
(6) 本研修講座の動画及びテキスト等について、講義受講の目的以外の使用又はいかなる形での二次利用も認められません。「中央研修所研修サイト利用規約」に則りビデオ講義を視聴してください。

## 考査受験票の交付

(1) 受験票は、全講義の受講終了を確認した後、考査一週間前までにメールで送信いたします。受験票には、氏名、受験番号・座席番号及び所属単位会、会場名等が記載されています。
(2) 受験票は、事前に印刷し、考査当日会場に必ず持参してください。
(3) なお、考査3日前までに受験票が届かない場合、又は受験票の記載事項に誤りがある場合には、㈱全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。

## 考査当日の注意事項

(1) 当日は、集合時刻に遅刻しないよう、会場への交通手段、所要時間等を事前に確認し、時間には余裕を持ってお出掛けください。開始後10分を過ぎた遅刻者は受験できません。
(2) 当日は、考査受験票、行政書士証票、鉛筆・シャープペンシル（B又はHB黒）及び消しゴムを必ず持参してください。
(3) 必ず会場の所定の場所で受付を行ってください。受付開始、開場時間は会場ごとに異なりますので、受験票又は本会ホームページのお知らせ等を御確認ください。
(4) 会場内では、以下の点に御留意ください。
- 会場内では、受験票に記載された座席番号の座席に着席してください。
- 考査時間中は、受験票、筆記具及び腕時計以外を机の上に置くことはできません（携帯電話やスマートフォン等時計以外の機能が付いた機器を時計として使用することはできません）。
- 会場で生じたごみは、各自で持ち帰ってください。

(5) 当日は、監督員の指示に従い受験してください。また、考査実施中に災害等不測の事態が発生した場合は、係員・監督員等の指示に従い、避難等行ってください。
(6) 所持品の管理は各自で行い、忘れ物に十分御注意ください。本会では責任を負いかねます。

## 結果発表と結果通知

(1) 修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修に関するお知らせ」に掲載（11月中旬（予定））するとともに、受験者の事務所所在地宛てに郵送（12月上旬（予定））にて通知いたします。
(2) 修了者には、行政書士名簿への付記手続完了後、所属単位会を経由して、特定行政書士である旨の通知書を交付いたします。
(3) 合否・採点内容等についての問合せには、一切応じられません。
(4) 結果通知書等を紛失した場合は、申出により再発行いたします（実費負担）。

## 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいのある方で、車椅子、拡大鏡、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望される方には、障がいの状況により必要な措置を講ずることがあります。
(2) 特例措置を希望される方は、必ず申込前に本会事務局研修課まで御相談ください。事前の連絡なく、直接会場に来られた場合には対応しかねますので、御注意ください。
(3) 特別の事情により、研修サイトによる講義を御自身で受講することが困難な場合には、必ず申込前に本会事務局研修課まで御相談ください。

## 個人情報の取扱い

(1) 本研修への受講申込みにより御提供いただいた個人情報は、「日本行政書士会連合会個人情報保護規則」に基づき、適正に取り扱います。
(2) 本研修の実施に係る受講者名簿の調製、通知の発送、その他の研修の実施等必要な範囲において利用いたします。また、受講者名簿等について、本研修の実施に必要な範囲において、都道府県行政書士会に配付する場合があります。その他、同規則17条に基づき、個人情報を第三者に提供することはありません。

## その他

(1) 申込後、結果通知書発送予定時期までの間に、行政書士名簿登録事項に変更が生じた場合は、行政書士登録変更手続等所定の手続を行っていただくとともに、その旨御一報ください。
(2) 災害等の発生により、研修講義及び考査の実施を変更又は中止する場合には、本会ホームページ又は会員サイトにて発表いたします。

## お問合せ・御連絡先

○本研修の申込手続に係る御照会
㈱全行団 特定行政書士法定研修受付係　03-6450-1622
○本研修の内容に係る御照会
日行連事務局研修課　03-6435-7330

## ＜再受講制度について＞

当該法定研修では以下のとおり初回受講年度を含む３年間に限り再受講を可能とし、受講料の減免措置を講じています。初回受講年度から４年目以降の受講希望者は、新規（８万円）の受講料が必要となりますので御留意ください。

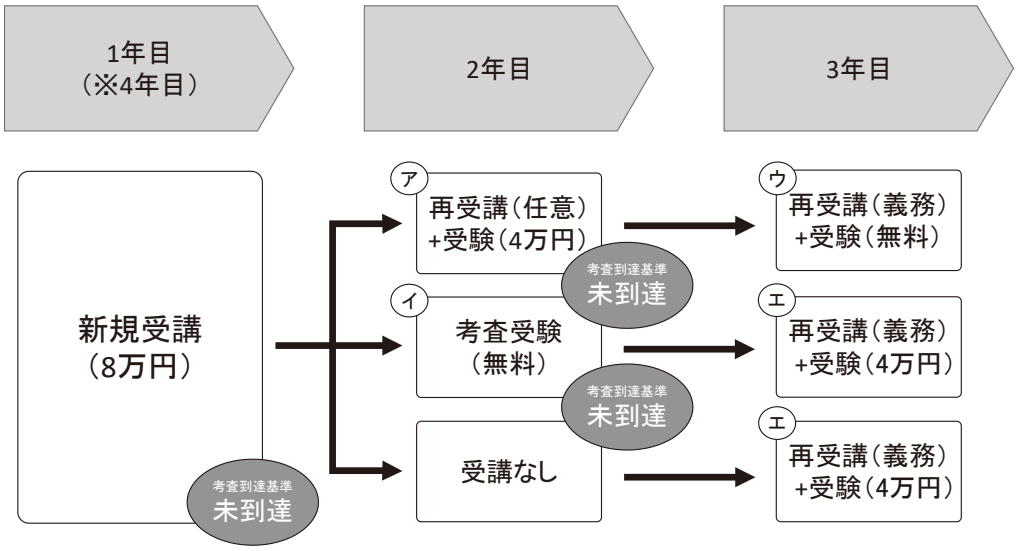


※２・３年目に申込みをしていない場合も初回受講年度から３年を経過した場合は、新たに新規（８万円）の受講料が必要です。

※２年目・３年目の方は、WEB 申込フォームから上記㋐～㋓のいずれかを選択してください。

※２年目の㋐再受講（任意）については、講義受講は任意です。講義を受講しない場合でも、全講義の受講を終了したものとし、考査を受験することができます。

## ＜特定行政書士法定研修 申込み・受講手続の流れ＞（予定）

| | | |
|---|---|---|
| 4月<br>5月<br>6月 | 申込 | ①会員専用サイト「連con」からWEB申込（6月23日（金）締切）<br>⇒ 受講料入金方法を記載したメールを送信いたします（原則翌週月曜）。<br>※受付開始直後はお申込みが集中することから、若干遅れる場合があります。<br>②受講料を払込（メール及び決済ページに記載の入金期限厳守） |
| 7月 | 受講 | テキスト・サブテキスト等講義資料の発送（7月25日（火）発送（予定）） |
| 8月 | 受講 | 中央研修所研修サイトで講義受講（期間:8月1日（火）から9月20日（水）まで） |
| 9月<br>10月 | 受験 | 考査会場を会員専用サイト「連con」にて発表（9月上旬（予定））<br>⇒ 受講状況等確認後、受験資格を有する方へ考査受験票をメールで送信いたします（考査約一週間前）。<br>★10月22日（日）に所属単位会が指定する考査会場にて受験 |
| 11月 | 結果 | 修了者の受験番号を会員専用サイト「連con」にて発表（11月中旬（予定）） |
| 12月 | 結果 | 結果通知書を受験者の各事務所宛てに送付（12月上旬（予定）） |

# ＜WEB 申込手順＞

**令和5年度から“WEB申込み”となりました！**

4つのステップで簡単に御申込みいただけます。

**1 会員専用サイト「連con」にアクセス**

「日行連ホームページ」のトップページのバナー又は「会員ログイン」から、会員専用サイト「連con」にログインしてください

**2 申込専用サイトにアクセス**

「連con」のトップページから、中央研修所＞特定行政書士法定研修に関するお知らせをクリックし、「特定行政書士法定研修申込・決済サイト」にアクセスしてください

**3 アカウント登録・申込**

利用方法の案内に従ってアカウント登録を行い、受講の申込みをしてください

**4 受講料の支払**

申込後、入金案内がメールで届きますので、メールに記載のURLから決済画面にアクセスし、下記の四つから受講料の支払方法を選択し、入金してください（入金後、支払完了メールを送付します）

# ＜受講料の支払方法＞

各種支払方法を選択できるようになりました！

（1） クレジットカード

（2） コンビニ

（3） ATM（ペイジー）

（4） ネットバンキング

※各種支払方法には一部提携外の機関がございます。詳しくは申込サイトを御覧ください。

Information 3

# 申請取次行政書士管理委員会からのお知らせ

＜申請取次行政書士管理委員会・中央研修所＞

## 行政書士申請取次関係研修会（VOD 方式）の御案内

令和５年度の行政書士申請取次関係研修会（申請取次事務研修会、申請取次実務研修会）について、今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、中央研修所研修サイトに登載する VOD（ビデオ・オン・デマンド）システムを用いた研修で、受講期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて個々の端末（パソコン、タブレット、スマートフォン）から聴講可能です。

なお、各研修会の申込等の詳細につきましては、下記「令和５年度開催概要」のスケジュールに則り、適時、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連 con」にて御案内いたしますので御確認いただきますようお願いいたします。

◆日行連ホームページ TOP ＞日行連の活動＞中央研修所＞申請取次関係研修案内

◆会員専用サイト「連 con」ログイン＞中央研修所＞申請取次関係研修に関するお知らせ

### 令和５年度（令和５年６月～令和６年３月）開催概要

| 研修会区分 | 受講期間 | 開催案内（日行連HP詳細発表） | 申込期間 | 修了証書発送予定日 | 結果通知発送予定日（基準未到達者のみ） |
|---|---|---|---|---|---|
| 事務研修会（新規） | 6月23日(金)～7月3日(月) | ４月下旬 | 5月12日(金)～5月19日(金) ※受付終了しました | 7月24日(月) | － |
| 実務研修会（更新） | 8月9日(水)～8月18日(金) | ６月上旬 | 6月28日(水)～7月4日(火) | 8月31日(木) | 9月6日(水) |
| 事務研修会（新規） | 9月11日(月)～9月21日(木) | ７月上旬 | 7月28日(金)～8月3日(木) | 10月12日(木) | － |
| 実務研修会（更新） | 10月20日(金)～10月30日(月) | ８月中旬 | 9月7日(木)～9月13日(水) | 11月13日(月) | 11月20日(月) |
| 事務研修会（新規） | 11月21日(火)～12月1日(金) | ９月下旬 | 10月12日(木)～10月18日(水) | 12月21日(木) | － |
| 実務研修会（更新） | 令和6年1月24日(水)～2月2日(金) | 11 月中旬 | 12月7日(木)～12月13日(水) | 令和6年2月16日(金) | 令和6年2月22日(木) |
| 事務研修会（新規） | 令和6年2月22日(木)～3月4日(月) | 12 月下旬 | 令和6年1月11日(木)～1月17日(水) | 令和6年3月25日(月) | － |

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

**○受講費用（税込み）**

事務研修会：30,000 円　実務研修会：15,000 円

**○修了証書の発送について**

各研修会における修了証書は、課題提出時期にかかわらず皆様一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会…課題提出締切後、結果通知とあわせて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会…課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度、行政書士申請取次事務研修会（新規）を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

# Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

**宮城県**
**行政書士会**

## 大崎市と行政手続に関する連携協定を締結しました

宮城会は、大崎市と県内７番目の自治体パートナーとして、３月 16 日に行政手続に関する連携協定を締結しました。

この協定は、双方の密接な相互連携と協働の推進により、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び各種市民サービスの向上を図ることを目的としています。

締結に当たり、大崎市の伊藤市長は「複雑化する行政ニーズや災害時の対応を迅速かつ正確に実施するためには、市民生活に密着した法務サービスを提供する行政書士の皆様のお力をお借りし、本市の行政サービスの一層の向上に取り組んでまいりたい。」と述べられ、当会の佐々木会長は「行政書士会は、各種行政手続に関するノウハウ、支援実績を数多く蓄積しており、自治体の支援業務に親和性がある。市民、大崎市そして私ども行政書士会にとっての『三方良し』を体現し、貢献していきたい。」とメッセージを交換しました。

締結式後のフリートーキングの場面では、大崎市の喫緊の課題である日本語学校の設置・開設（2025 年４月予定）、また、名湯「鳴子温泉」の観光客や通勤・通学の足となっている陸羽東線の活性化に関して、自称「乗り鉄の役員」を交えての率直な意見交換を行う中で、この協定締結を契機に、双方が友好的連携を推進する意義を確認しました。

**静岡県**
**行政書士会**

## 全国初！静岡県農協葬祭事業連絡協議会（JA グループ）との「終活における包括連携・協力」協定を締結しました

静岡会では、令和３年５月のあいら伊豆農業協同組合（現：富士伊豆農業協同組合）との協定締結に引き続き、本年３月 20 日に、全国初の取組として、静岡県下各 JA の葬祭部門で構成された静岡県農協葬祭事業連絡協議会との間で、超高齢社会の終活支援を軸とした安心安全な老後・死後（葬儀等）実現に向けた「終活における包括連携・協力」協定を締結しました。

この協定では、①終活支援、安心安全な老後・死後（葬儀等）に関すること、②死後事務委任契約業務並びにその支援協力に関すること、③相続・遺言・成年後見等、終活全般の相談等に関すること、④相互の教育・研修・講習会に関することなどの６項目について、両者が連携協力する旨が掲げられています。

特に、本協定の目玉の一つである死後事務委任契約業務は、葬儀費用を生前に先払いできないという JA の仕組みゆえに、推定相続人のいない方が、自身の望む葬儀を行うことができないという長年の課題に対し、行政書士が死後事務委任契約を活用し、あらかじめ JA と組合員が締結した葬儀契約に基づく葬儀費用を生前に預かって、葬儀後に支払うことが可能となるなど、地域課題解決に向けた画期的な取組となりました。

静岡県で始まったこの取組が、行政書士による誰一人取り残さないための新たな地域貢献の形として、全国に広がることを切に願います。

埼玉県
行政書士会

## 埼玉県内唯一の村である東秩父村と「空き家対策の実施協力にかかる協定」を締結しました

東秩父村は高齢化率が高く、近い将来、空き家が非常に増える可能性が高い村ですが、村内に相談できる専門家がいないという課題を抱えていました。そこで、行政書士がワンストップで相談対応することを提案したところ、管轄支部である東松山支部の中野勝支部長を始め支部会員の皆様の日頃の活躍が評価され、３月 22 日に「空き家対策の実施協力にかかる協定」の締結が実現しました。

空き家相談に対応するには、相続、遺言、成年後見、農地法、建築基準法等の幅広い知識が必要であり、問題解決には多彩な事業者とのネットワークが必要です。すなわち、行政書士が大いに活躍できる分野と言えます。しかし、残念ながら各自治体担当者への行政書士制度の周知の不十分さから、当会へ相談していただく気運が醸成されていませんでした。そこで当会は、平成 31 年３月に「空き家・所有者不明土地対策委員会」を創設し、以来、「埼玉県空き家対策連絡会議」が実施する「相続おしかけ講座」に講師を派遣するなどの活動を実施してきました。相続おしかけ講座への講師派遣は、間もなく 100 回の大台に到達します。

この度の協定締結は、諸先輩方が始めたこれらの活動の成果です。この貴重な流れを絶やさず、更に発展させ、「空き家の相談なら行政書士」といった常識が形成されるよう活動を継続し、会員業務の拡大と空き家という社会問題の解決に寄与するべく、引き続き尽力してまいります。

福井県
行政書士会

## 著作権教育セミナーin福井「教育における著作権の最新事情」を開催しました

福井会では、３月 28 日、桜満開の陽気の中、アオッサ６階会議室において、久保田裕氏（一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事、国立大学法人山口大学特命教授）を講師にお招きして、表題のセミナーを開催しました。

福井県と福井県教育委員会の後援をいただき、多くの学校教育関係者を始め約 50 名が参加し、教育現場での著作物の取扱いや著作権の侵害事例、令和２年４月 28 日に施行された著作権法第 35 条の教育の情報化 ICT の活用についての最新事情を興味深く聞くことができました。

また、セミナーで配布されたパンフレット「教育機関の授業の中でできること」は、日本行政書士会連合会が三者協定を結ぶ山口大学知的財産センターにて作成されたものです。これは、各項目のチェックリストに該当すれば、著作権（著作財産権）の内容（支分権）である複製権、公衆送信権（補償金の支払いが前提）、公衆伝達権の侵害には当たらず、許諾なく著作物を授業の中で利用できることが一目で分かり、大変参考になるものです。

セミナーの最後には、「最近話題のチャット GPT を利用して AI と人間が共同著作物を創作した場合、その著作物の利用上の問題点は何か？」などの質疑応答がありました。

講師の熱気あふれる講義を参加者は積極的に受講しており、大変充実した２時間でした。

今回のセミナーは、著作権相談員として著作権法等に精通し、知的財産権の分野での社会貢献に対する意識付けとして良い機会となりました。

# VOD 講座の御案内
## （法務業務部）

相続土地国庫帰属制度において、行政書士は業務として申請書等の作成代行ができる専門家として位置付けられています。

行政書士は、遺産分割協議書等、権利義務書類の作成を業としており、相続手続の専門家です。また、本制度では、制度の運用上、地方公共団体との関わりも出てきます。行政書士は業務を通じ日常的に地方公共団体とつながっていることからも、本制度の運用・周知に、行政書士が中核となることが期待されます。

なお、万が一、申請が不承認になった場合の不服申立て手続の代理については、特定行政書士の業務になります。

本制度の運用について、省令及び通達を含めた制度全般に係る解説を法務省民事局民事第二課から講師をお招きして御講義いただき、中央研修所研修サイトにて公開していますので、この機会に是非御視聴ください。

### 相続土地国庫帰属制度の概要
【講師】法務省民事局民事第二課　補佐官　三枝　稔宗　氏

令和７年には、「団塊の世代」（昭和 22 年生～昭和 24 年生）が後期高齢者となり、人口減少、超高齢化社会が一層進展する中、本格的な相続多発時代の到来を迎えます。

土地問題に関する国民の意識調査（平成 30 年版「土地白書」）によると、土地所有に対する負担を感じたことがある又は感じると思うと回答した割合が調査対象者の約 42%、また、令和２年法務省調査によると、土地を所有する世帯のうち、土地を国庫に帰属させる制度の利用を希望する世帯が調査対象世帯の約 20% となっています。

土地の利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加しており、相続を契機として、望まずに土地を取得した所有者の負担感が増し、管理不全化を招いている状況です。平成 29 年の国土交通省の調査では、国土の 22%（およそ九州全土くらい）が相続したものの登記されておらず、所有者が不明となっています。

所有者不明土地問題は、東日本大震災の際にクローズアップされました。用地取得、仮設住宅を建設するときに、「登記記録上の所有者に連絡が取れない」「境界の話もできない」といった状況から、所有者探索に膨大な時間が掛かり、復興の妨げとなりました。その後、所有者不明土地問題は、政府全体としてしっかり取り組む重要施策に位置付けられ、法務省、国土交通省など様々な省庁が対策を実施しています。

こうした状況から、法務省も相続登記の義務化、民法改正など様々な施策を講じ、発生予防の観点から、相続又は遺贈によって土地の所有権を取得した方が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が創設されました。

これまで相続した土地を手放す方法として、不動産の売却、相続放棄などがありましたが、相続放棄の場合は全ての相続財産を放棄することになり、相続した一部の土地だけを放棄することはできませんでした。また、売却を希望しても、利用ニーズの少ない土地の場合、売却相手が見つからないことも多くあります。この点、「相続土地国庫帰属制度」は、相続した一部の土地、いらない土地だけを国庫に帰属させることができる、これまで例のない制度であり、この制度の利用が所有者不明土地問題解決の一助となることを期待します。

# 秋桜日記

## ～特定行政書士への誘い～

**今般、改正行政書士法対応委員会では、特定行政書士制度の PR の一環として、特定行政書士がどのような場面で活躍できるのか知っていただくため、日常業務の中で起こり得る事例を紹介することといたしました。御参照いただき、特定行政書士制度の発展により一層の御理解、御協力をいただけましたら幸いです。**

**登場人物**

**中島　涼介（30 歳）新人**

特定行政書士になる必要性を感じていない。
開業３年目、山田先生を師と仰いでいる。

**山田　賢人（54 歳）ベテラン**

特定行政書士　関東の県庁所在地で開業している。

**山田　麻衣（25 歳）山田先生の娘で特定行政書士**

大学在学中に試験に合格した才女。山田事務所の副所長として活躍中。

**前回までのあらすじ**

中島は、敬愛する山田先生の娘であり特定行政書士でもある麻衣と話をしているうちに、「行政書士の業務は、代書ではなく法律手続の代理人である。」という山田先生の言葉に衝撃を受け、改めて特定行政書士になることを決めた。

### 第六話：行政書士の使命

「おはよう、涼ちゃん。」

寝起きでまだスッキリとしない顔のまま、中島が起きてくると、最近同棲を始めたフィアンセの栞（しおり）が朝ご飯を作っていた。

「おはよー。」

行政書士になるまで不安だったし、なった後もしばらく不安な日々を過ごしてきた中島にとって、こんな美人な彼女ができたことがうれしくてたまらない。今でも夢じゃないかと思う瞬間があるほどだ。

「涼ちゃん、今日は山田先生のところに行くんじゃなかったの？ ちゃんとした服着て行ってよ。相談に乗っていただくのに手ぶらじゃ失礼だから、昨日買っておいたお菓子を持って行ってね。」

「はいはい、分かりました。」

中島より年下なのにもかかわらず、姉のような栞とのやりとりに、妙な心地良さを感じながら、こんな何でもない日常が、最近しみじみと大切に感じるようになってきた。テレビをつけると、戦争や感染症、値上げのニュースなど、将来の不安を掻き立てるような話ばかりが流れてくるからかもしれない。漠然とした不安と閉塞感。そんなことをぼんやり考えながら、栞の作ったお味噌汁を味わった。

「じゃあ、行ってきます。」

「はーい。今日は休みだから、美味しいもの作って待ってるね。ほら、ネクタイ曲がってるよ。これでよしっと。はい、行ってらっしゃい。」

特定行政書士の勉強のための参考書を買おうと、山田事務所の近くにある、この辺では一番大きな本屋に寄った。法律書が並んでいる書棚の前に行くと、自分より少し若い感じの男性が二人で何やら話していた。

「おい、外国人を雇う場合って、一体どこに相談すればいいんだよ。」

「そんなこと俺が分かる訳ないじゃん。会社の許可も警察から取るように言われてるしなあ。どの本に書いてあるのか、分からないなあ。」

「ああ、それに俺たちの知らない専門用語ばかりで、なんかよく分かんないしな。」

途方に暮れた様子の二人のうち、メガネをかけたほうと目が合った。

「失礼ですが、弁護士さんですか？」

栞に言われたとおり、今日はきちんとした格好をしていた中島のスーツの胸元には、行政書士バッチが付いていた。それを見たのだろう。

「いえ、私は弁護士じゃなくて、行政書士ですよ。」

「行政書士さんも、法律関係のお仕事ですよね。実は、

僕たち二人で事業を始めたんですが・・・」
「おい、いきなり失礼だろ。どうもすみません。こいつちょっと世間知らずなもので。」
いきなり話しかけられて面食らったが、何やら真剣に悩んでいる様子だったこともあり、少し話を聞いてもいいかな、という気になった。
「いえ、大丈夫です。こちらこそ、先ほどから何かお悩みのようでしたが、弁護士さんをお探しでしたら、いい先生を知っていますので、御紹介しましょうか？」
「いや、大丈夫です。実は、市役所でやっている弁護士の無料相談会にも行ってきたところなんです。そしたら、別に事件でもないし、誰かと揉めているとかでもないので、役所の窓口に聞いてみたほうがいいって言われて。でも、市役所のどの窓口だか分からなくて、窓口の担当者も、うちじゃなくてあっちだって、あっちこっちたらい回しになって。じゃ、自分たちで調べようってことになって本屋に来たんですが、やっぱり分からなくて。ネットでも調べたんですが、しっくりくるものもなくて。いろいろと不安になってしまって。」
真面目そうな若者の様子に、自分も昔は世の中のことが分からずに、不安だったことを思い出し、中島は名刺を渡すことにした。
「なるほど、私はこういう者です。役所関係の手続が必要だろうということなのかも知れませんね。名刺の裏に取り扱っている業務の例が書いてあります。」
そう言われて名刺を裏返した二人は顔を見合わせた。
「これだ。同業者から許可を取ったほうがいいって言われたのが、この産業廃棄物収集運搬業ってやつです。長い名前だったんで、覚えられなかったんです。」
「うちらこの許可を取らないとダメらしいんですが、そのほかにも、いくつか許可が必要らしくて、どこの役所に行けばいいのか分からないし、許可の名前も分からなかったんで調べようがなくて、困ってたんです。」
自分たちの悩みについて、やっと解決への糸口が見つかったことを素直に喜ぶ二人の様子を見て、中島は応援したくなり、その場で少しだけ話を聞いた。
「お二人のお話を伺ったところ、やはりいくつかの許可が必要ですね。でも、どの許可も要件を満たせば取れるものです。確かに市役所だけでも２か所、あと県庁と警察署の許可が必要ですね。それと入管へも相談する必要がありますね。」
「すごい！ そんなことまで分かっちゃうんですね。役所の窓口の人も、自分の担当のことしか教えてくれないし、弁護士さんも役所だって言うだけで、担当がどこかは分からなかったのに。驚きました。」
「今日はこれから約束があり時間がないので、どうぞ後で御連絡ください。これも何かの縁ですので。」
「あ、ありがとうございます！ 早速ですが、今週お時間いただけますか？」
早速アポイントの約束をし、大きな問題から解放された安堵感から無邪気に笑い合う二人と別れ、中島は山田事務所へ向かった。

山田事務所の応接室で、さっきまでのやりとりを山田先生に話した。
「そうか、そんなことがあったんだね。でも、そういう悩みを抱え込むことは、割と普通にあることかも知れないね。なんたって、現在の日本にある法律のうち、８割以上が行政法関係のものであるそうだ。我々の暮らす現代社会には、目に見えない無数の法令がまるで雨のように降り注いでいるんだよ。そんな見えない法律の雨を、まるでレーザーを可視化するメガネをかけたときのように炙り出すことができるのが、一人前の行政書士なのさ。」
スパイ映画で見たハイテク警備をすり抜けるシーンを思い出し、山田先生の的確な表現に、中島は素直に感心した。
「それに、国民の全体の利益とか、公共の福祉といった一見美しい言葉によって、個々の人格や権利が蔑ろにされる危険があることも、歴史が証明するところだよ。最近のニュースを見ていると、そんなことが繰り返される危険性すら感じるよ。最大の国家権力である行政権が適正であることは、見えない法律に縛られている国民にとって、重要な関心事であるべきだと思うよ。行政権の適正手続保障については、憲法上の要請でもあることは今や常識だけど、それを実現するには、個々の国民だけでは心細いだろう。刑事事件の被告人に弁護人を選任することが権利として保障されていることと同じように、行政と対峙する場面において国民側の味方となるべき存在が絶対に必要だ。その役割を果たすことが、行政書士の使命だと私は思っているよ。」
自分に言い聞かせるように話す山田先生の言葉を聞きながら、栞との何気ない日常が、得体の知れない巨大な力の微妙なバランスの上に成り立っている気がして、一瞬寒気がした。
ますます複雑化する現代社会の中で、それぞれの日常を守るために、人々は必死に生きている。そんな人たちに寄り添い、ときには闘うこともできる特定行政書士に一日でも早くなりたいと心から思った。

中島行政書士の奮闘はこれからも続く。

公証人に聞く！ 教えて ミネルヴァくん

# 第18回　任意後見契約と信託契約

＜法務業務部＞
（担当：浅草公証役場　公証人　澤野芳夫）

将来、認知症になった場合に備えて、任意後見契約を締結することがありますが、他方で、信託契約も同様に認知症対策に利用されることがあります。今回は、同じく認知症対策で利用可能な任意後見契約と信託契約との比較、その使い分けなどを検討していきます。

ユキマサくん

6月は梅雨の季節だね。

ミネルヴァくん

そうですね。雨に濡れるのは嫌だけど、部屋の中で梅雨のしずくが屋根に落ちるときの音色を聞きながら読書などしていると、何か心が落ち着く感じがします。

ところで、第8回には任意後見契約、第11回には信託契約について聞き、それぞれ、お年寄りが認知症になったときの対策として有効だっていう説明を受けたけど、両者の使い分けなどを教えて欲しいな。

二つの制度は、共に委託者本人の意思に基づく財産管理を目的としています。任意後見契約は、財産管理の委任だけでなく、生活、療養看護に関する事務（「身上保護」という。）についての委任も含めることができます。これに対して、信託契約は専ら財産管理が目的となります。

契約の効力発生時について、違いはあるのかな？

信託契約は、原則として、契約締結時から効力が生じます。これに対して任意後見契約は、将来、委任者が認知症等で意思能力が不十分となったときに、申立てにより家庭裁判所が任意後見監督人を選任する審判が出されたときから任意後見契約が効力を発生し、任意後見受任者は任意後見人となるのです。つまり、契約締結時からタイムラグがあることになります。

そうすると、早い段階で財産管理を任せたいという場合は、信託契約を選んだ方が良いことになるのかな？

ただ、信託契約では、不動産は信託を原因として受託者へ所有権移転登記がされ、現金は受託者名義（信託口口座）で管理されます。そのため、委託者としては自分の財産でなくなったという不安を持つことがあるので、実質的には所有権は委託者のままである旨をよく説明することが必要です。

管理の対象となる財産について違いはあるの？

信託契約では、特定の財産を選んで信託財産とすることができます。任意後見契約では、制度上は任意後見人にいかなる範囲の代理権を付与するか委任者が自由に設定できるということになっていますが、実際上は全ての財産につき管理を委ね、包括的代理権に近い代理権を与えていることが多いようです。信託契約は、譲渡制限がある財産は信託財産とならないので、農地や年金受給権は信託財産とすることはできません（農地につき農地法3条2項三号、年金受給権につき厚生年金保険法41条、国民年金法24条）。これに対して、任意後見契約ではこれらの財産も管理対象財産に含めることが可能です。

なるほど。信託契約ではできないが、任意後見契約ではできるということだね。他にはあるかな？

そうですね。信託契約は、管理の対象となるのは財産であり、身上保護に関する事項は含まれません。そのため、委託者本人のために、入院などの医療契約、介護契約、施設入所契約を締結することができません。

ただ、実際は、入院契約や施設入所契約などについて、病院や施設側が本人ではなくとも、娘や息子との間でこれらの契約を締結してくれている例もあるように思うのだけど、どうかな？

そうですね。近くに家族がいる人は、その家族が事実上、これらの身上保護の契約を本人に代わってやってくれるので、不都合はないでしょうね。ただ、近くに家族がいない場合には、信託契約だけでは身上保護の点がカバーできなくなります。身上保護もカバーするために、信託契約に加え、任意後見契約も締結しているケースもあります。

逆に任意後見契約ではできなくて、信託契約ではできることはあるの？

例えば、信託財産の不動産を担保に銀行から借入れをしたり、投資のために不動産を売買したりするように、財産の積極的活用が可能となります。これに対し任意後見契約では、これら資産の積極的活用は実際、困難だと思われます。また、信託契約では、信託財産につき帰属権利者等を決めておくことにより、財産の承継も可能となります。任意後見契約では、財産の承継を定めることはできません。

財産の承継を定めておきたいときは、任意後見契約のほか、遺言又は信託契約を併せて作成しておくことが必要ということだね。任意後見契約では、申立てにより裁判所から選任される任意後見監督人がいて、任意後見人を監督するという仕組みになっているのだけれど、信託契約では受託者を監督する制度があるのかな？

裁判所の関与について言うと、信託契約はほとんどこれがありません（受託者の解任請求（信託法 58 条 4 項）等があるのみ）。そのため、受託者が自己のために財産を使用するなどの危険もあります。そこで、信託契約では、信託監督人（信託法 131 条）や受益者代理人（信託法 138 条）等の定めを置いて、受託者を監督することが可能です。

銀行からの預金の引き出し、預金の解約は、両制度で変わらないのかな？

そうですね。任意後見契約を締結しても任意後見監督人が選任される前の段階（この段階での受任者を任意後見受任者といいます。）では、金融機関はたとえ同時に財産管理契約を締結していたとしても、任意後見受任者が預金の引き出し又は解約をすることを認めないが、任意後見監督人が選任され、受任者が任意後見人になった後は、これに応じているようです。信託契約の受託者は受託者名義の預金口座（信託口口座）において管理するのですから、受託者が受益者の必要に応じて預金の引き出し等ができるのは当然のことです。

ところで、行政書士等の専門職が信託契約の受託者になることはできるのかな？

専門職が受託者となる場合、業として行うことになるため、内閣総理大臣の免許を受けなければならず（信託業法 3 条）、その免許がない以上、受託者となることはできません。専門職が信託監督人（信託法 131 条）、受益者代理人（信託法 138 条）となることは可能です。

最後にまとめをします。
任意後見契約、信託契約それに遺言も含めてですが、大きく分けて、財産管理、財産承継のいずれを目的とするか、双方を目的とするかで、どの制度を利用するかが決まると思います。今日、お話ししたことを参考にして、相談に来る方にアドバイスをしてください。

いろいろと教えてくれてありがとう！

ユキマサくんは事務所に帰って、まもる先生にミネルヴァくんから聞いたことを伝えました。
雨が止んだので、まもる先生とユキマサくんは、近くの公園にあじさいを見に出掛けました。

まもる先生

# 2023. 4 Apr. 日行連の主な動き Monthly Report

**4日 火**

**登録委員会**
【登録審査】
(1) 審査件数(184件)
(2) その他

**12日 水**

**期末監査(～13日)**

**18日 火**

**正副会長会**
【協議事項】
(1) 常任理事会の合議事項等について
(2) その他

**常任理事会(～19日)**
【合議事項】
(1) 理事会の議案等について
(2) 令和4年度行政書士制度に関する研究会中間報告について
(3) その他

**19日 水**

**理事会(～20日)**
【議案】
第1号議案　令和5年度定時総会の議案について
第2号議案　令和5年度定時総会議事運営委員会委員の選出について

**21日 金**

**許認可業務部**
**農地・土地利用部門会議**
【協議事項】
(1) 茨城県八千代町との連携について
(2) マンション管理計画認定制度に係る今後の流れについて
(3) 財務省理財局からの問合せ内容について
(4) 単位会からの照会事項について
(5) 部署別課題事項引継書について
(6) その他

**25日 火**

**登録委員会(～26日)**
【登録審査】
(1) 審査件数(304件)
(2) その他

# 会員の皆様へ

## 重要 職務上請求書の購入・使用に関する御案内

令和５年８月 31 日から職務上請求書の購入にあたり、

**一般倫理研修の修了証** が必要となります！

**※一般倫理研修の受講方法は本誌 17 ページ「一般倫理研修に関するお知らせ」又は中央研修所研修サイトを御確認ください。**

職務上請求書の不正使用による事件が発生したことを受け、再発防止を徹底することを目的として、日本行政書士会連合会会則及び日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則が改正されました。職務上請求書の購入申込みの際に倫理研修を修了したことを証する書類を添付することについて定めた第22条の改正規定は、会則認可の日から起算して１年を経過した日である令和５年８月 31 日から施行されます。

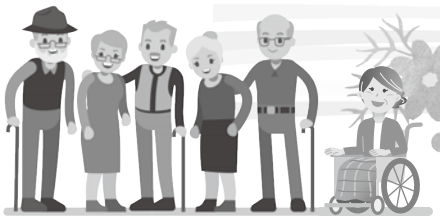



# 行政書士における第二期成年後見制度利用促進基本計画の今後の課題

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター
常任理事・業務管理委員長　原田　裕仁

令和４年４月に第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、「第二期基本計画」という。）が策定され、同時に「優先して取り組む事項」が示されています。今回はその中で一番目、二番目に示されている「任意後見制度の利用促進」と「担い手の確保・育成等の推進」について今後の課題を考えてみます。

## 「任意後見制度の利用促進」についての課題

任意後見制度は、法定後見制度（保佐、補助を含む）と比べ、より本人の意思を尊重できる制度であり、本人が希望し信頼できる任意後見受任者との間でどのような権限を与えるか、報酬をいくらに設定するかを契約で定めることができる柔軟な制度です。

より本人の意思を尊重できる制度であるにもかかわらず、任意後見契約の年間契約件数は、法定後見制度の年間申立件数のおよそ三分の一程度と言われており、十分に活用されているとは言えません。

そのため、第二期基本計画において、優先して取り組む事項の一番目に「任意後見制度の利用促進」が挙げられています。また、補足説明では「周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。」と示されています。

近年、高齢者や障がい者の財産管理を親族に託す民事信託の活用が増えてきています。しかし、民事信託は財産管理及び財産承継の制度であり、この契約だけでは本人の身上保護に関する支援はできないため、本人の権利擁護としては不十分です。また、民事信託は家庭裁判所の関与がないため、親族の横領ともいえる事例などのトラブルが発生しています。よって、このような場合にも任意後見制度を併せて活用すべきなど、説明していくことも必要です。

今後、中核機関と連携して、国民に対して、まだまだ十分に理解されていない任意後見制度について、広報・啓発活動を行っていくことが重要になります。

裁判所が公表している成年後見関係事件の概況（※）では、令和４年に法定後見制度で親族以外の第三者が後見人等に選任された割合が 80.9% となっています。

一方、少し古いデータではありますが、令和元年に法務省民事局から実態調査が公表された資料では、任意後見契約で親族が任意後見受任者になっている割合が 70% である旨が示されており、法定後見と任意後見契約では、数字が逆転しています。

これは正に任意後見制度が、本人の意思を反映できる制度であることを裏付ける数字であると言えます。

だからこそ、今後、市町村に設置された中核機関では、法定後見だけでなく、本人の意思が尊重される任意後見契約に対する取組も今まで以上に行うことが重要となります。そこで、中核機関は本人や親族に対する支援として、「周知・助言」等に関しては専門職と協力して行い、「適切な時機に任意後見監督人の選任がされるための仕組みづくり」などについては専門職との会議等で検討していくことで、結果として任意後見制度が適切かつ安心して利用されることになるのではないかと考えています。

任意後見監督人の選任が３％程度にとどまっているため、適切な時機に任意後見監督人の選任がされるための仕組みづくりは、今後の大きな課題となっています。

この点において、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下、「コスモス」という。）の会員が、最低月１回、本人のところに訪問しながら、本人の状況を確認しているなどの支援方法は、各市町村の中核機関に対しても参考となる意見として説明できるものであると思います。

任意後見制度の利用促進について、私たち行政書士は、専門職として本人や親族である任意後見受任者への支援だけでなく、市町村中核機関への協力・助言も行うことができると考えています。

また、前出の実態調査の資料では、本人の任意後見契約締結の平均年齢が 80 歳であるとされています。これは、男性の平均寿命にほぼ近いことからも、もっと早い年齢で任意後見契約が結べるように、今後の広報・啓発活動を充実させ、より早い時期から任意後見制度を知っていただくことに力を入れていくことも重要と考えます。

## 「担い手の確保・育成等の推進」についての課題

令和７年に向けて、高齢化に伴う後見人の担い手不足が議論されています。

第二期基本計画において、優先して取り組む事項の二番目に「担い手の確保・育成等の推進」が挙げられています。

その中で、「市民後見人の育成・活躍支援」については、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する旨が示されています。

コスモスの各支部では、市民後見人養成講座の運営委託や研修講師を行うことで地域に貢献しているとの実績報告を聞いていますが、私たち行政書士は専門職でありながらも、弁護士、司法書士、社会福祉士のいわゆる三士業と比べるとまだまだ十分な実績はありません。

それでも各地域において、中核機関等の会議に参加し、市民後見人に対する人材育成や市長申立の受任者調整会議における後見人等候補者として市民後見人（社会福祉協議会の法人後見）の活用にはしっかりと協力していく必要があります。

市民後見人には、市民後見人ならではの強みがある一方、判断等で悩む部分があると思います。そういった部分は中核機関と連携し、本人の意思決定支援の視点を持ちながら、法的問題を考慮して助言を行うなどフォローしていくことが必要です。

次に、「法人後見の担い手の育成」について、コスモスとしての法人後見の取組はまだまだこれからですが、状況を見ながら一歩一歩、法人後見の取組も進めていく必要があります。

また、「専門職後見人の確保・育成」において、私たち行政書士はまだまだ十分に活用されていないと思われます。

令和５年３月17日に最高裁判所事務総局家庭局から公表された「成年後見関係事件の概況」（※）によると、令和４年の１年間に第三者後見人が選任された場合のその割合（資料）において、行政書士は全体（シェア率）の 4.5% となっており、前年比 0.4% 増加しています。親族以外の選任割合（シェア率）は、毎年増加していますが、弁護士、司法書士、社会福祉士のいわゆる三士業と比べるとまだまだ大きな開きがあります。

この原因の一つとして、行政書士が成年後見業務や財産管理業務に関して、業として行えることに対する法的根拠が弱かったといった部分がありました。

この点について、この度、令和５年２月24日付けで総務省行政局行政課長から、各都道府県担当部（局）宛及び全国銀行協会事務・決済システム部長宛（共に総行行第58号）に、地方自治法第245条の４第１項に基づく技術的助言の文書が発信されました。

この内容は、「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことができる。この根拠は、行政書士法施行規則第12条の２第四号に基づき、行政書士又は行政書士法人の業務に附帯し、又は密接に関連する業務であるため」というものです。

注意しなければならない点は、財産管理業務や成年後見人等業務は、行政書士法施行規則第12条の２第四号の行政書士又は行政書士法人の業務に附帯し、又は密接に関連する業務の中のあくまで例示にすぎないことや、この文書発信によって、行政書士が決して家庭裁判所に対する申立書類の作成等ができるようになったわけではないといったことです。

しかしながら、専門職後見人として選任してもらうため、行政書士の専門性を示すためにはとても重要な根拠となる文書です。

また、「成年後見関係事件の概況」（※）によると、毎年、親族以外の後見人等選任割合（シェア率）が近年増加し続けているのは行政書士だけです。

第二期基本計画における優先して取り組む事項とされている「専門職後見人の担い手の確保」という点において、これらの文書や資料を基に、各地域で、市町村や裁判所等へ、より一層積極的な働き掛けを行っていただくとともに、日行連や各単位会と連携しながら地域共生社会の一員として重層的支援体制の構築に貢献していかなければならない時期であると考えています。

※「成年後見関係事件の概況」（裁判所）
https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/kouken/index.html

| 親族以外選任 | 令和４年 | | 令和３年 | | 割合（シェア率）前年比 |
|---|---|---|---|---|---|
| 弁護士 | 8,682 | 27.10% | 8,207 | 25.90% | 1.20% |
| 司法書士 | 11,764 | 36.80% | 11,965 | 37.70% | △ 0.90% |
| 社会福祉士 | 5,849 | 18.30% | 5,753 | 18.10% | 0.20% |
| 社会福祉協議会 | 1,432 | 4.50% | 1,415 | 4.50% | 0.00% |
| 税理士 | 58 | 0.20% | 56 | 0.20% | 0.00% |
| 行政書士 | 1,427 | 4.50% | 1,301 | 4.10% | 0.40% |
| 精神保健福祉士 | 57 | 0.20% | 51 | 0.20% | 0.00% |
| 社会保険労務士 | 107 | 0.30% | 108 | 0.30% | 0.00% |
| 市民後見人 | 271 | 0.80% | 320 | 1.00% | △ 0.20% |
| その他法人 | 2,259 | 7.10% | 2,429 | 7.70% | △ 0.60% |
| その他個人 | 98 | 0.30% | 114 | 0.40% | △ 0.10% |
| | 32,004 | 100% | 31,719 | 100% | |

資料　第三者後見人等の受任件数とその割合

# 会　員　の　動　き

## 登録者数（令和5年4月末日現在）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **合　　計** | | | | **51,312 名** |
| 内　　訳 | 男 | 43,281 名 | 女 | 8,031 名 |
| 個人事務所開業 | 男 | 40,983 名 | 女 | 7,241 名 |
| 行政書士法人社員 | 男 | 1,712 名 | 女 | 359 名 |
| 個人使用人行政書士 | 男 | 331 名 | 女 | 222 名 |
| 法人使用人行政書士 | 男 | 255 名 | 女 | 209 名 |

## 法人会員（令和5年4月末日現在）

| | |
|---|---|
| **法人会員数** | **1,205** |
| **法人事務所数** | **1,452** |
| 主たる事務所数（行政書士法人数） | 1,004 |
| 従たる事務所数 | 448 |

## 異動状況（令和5年4月中の処理件数）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| **新規登録** | **合　計** | | | | **405 名** |
| | 内　訳 | 男 | 326 名 | 女 | 79 名 |
| **登録抹消** | **合　計** | | | | **134 名** |
| | 内　訳 | 男 | 111 名 | 女 | 23 名 |
| 抹消内訳 | 廃　業 | | | | 112 名 |
| | 死　亡 | | | | 22 名 |
| | その他 | | | | 0 名 |

## 御協力のお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

**日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。**

○お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。

○事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

**広報部では日本行政が返送されてきた場合、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで以降の発送を停止いたします。**

○発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合には、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される当該会員の変更登録申請の処理手続の結果により行います。

**事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問合せください。**

○発送停止期間中のバックナンバーを希望される場合、在庫管理上、直近発行号を含み最長6か月までとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

## 広報部員のひとり言
from EDITORS（成田）

地域猫と暮らし始めて二年目の春を迎えました。怪我を負った鍵しっぽの黒猫の看病がきっかけの同居生活。猫の性格や仕草の意味をネットで調べて、友人から貰った「猫と話ができる」なる本で勉強の日々を重ね、今ではすっかり猫に魅了されています。

長時間の留守番にも慣れて、遅い時間まで健気に私の帰宅を待っています。ツンデレの態度に少々翻弄されながらも、仕事で疲れて帰った日の玄関での出迎えに癒され励まされています。毎晩、地域のパトロールも欠かさない責任感の強さに感心します。

10年前には、ペチカの煙突から小鳩を救出し、3か月の愉快な同居生活。胸の羽が綺麗な虹色に輝き始めた秋の日、数々の思い出を残して、玄関先から夕日に向かい、翼を大きく広げて力強く勇敢に飛び立ちました。涙の別れと、その後の奇跡の再会。

出会った生き物たちが、皆幸せに一生を全うできるよう、我が子の成長を願うように祈り続けます。同じ時代を生きるものたちとの細やかな共生。


**月刊　日本行政　6月号**

第607号　令和5年5月25日発行

発　行　人　常住　豊
発　行　所　日本行政書士会連合会
〒105-0001
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス10階
TEL 03-6435-7330
FAX 03-6435-7331
製作・印刷　日本印刷株式会社

【広報部】　部　長　前田　望
次　長　中嶋　章雄
部　員　森　伸二
成田眞利子
鎌田由佳子
池垣真理子

月刊 日本行政 6月号

令和5年5月25日発行（毎月1回）
発行所：日本行政書士会連合会
発行人：常住　豊
編集人：前田　望
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階